

平成23年第2回定例会 梶 岐 市 議 会 会 議 録 (第 4 日)

議事日程 (第 4 号)

平成23年 6 月 21 日 午前10時0分開議

日程第 1 一般質問

- 7 番 今西 菊乃 議員
- 1 8 番 市山 繁 議員
- 6 番 町田 正一 議員
- 5 番 深見 義輝 議員
- 8 番 市山 和幸 議員
- 1 9 番 小金丸益明 議員

日程第 2 議案第62号 平成 2 3 年度梶岐市一般会計補正予算 (第 4 号)

本日の会議に付した事件

(議事日程第 4 号に同じ)

出席議員 (20 名)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 番 久保田恒憲君 | 2 番 呼子 好君 |
| 3 番 音嶋 正吾君 | 4 番 町田 光浩君 |
| 5 番 深見 義輝君 | 6 番 町田 正一君 |
| 7 番 今西 菊乃君 | 8 番 市山 和幸君 |
| 9 番 田原 輝男君 | 10 番 豊坂 敏文君 |
| 11 番 中村出征雄君 | 12 番 鷓瀬 和博君 |
| 13 番 中田 恭一君 | 14 番 榊原 伸君 |
| 15 番 久間 進君 | 16 番 大久保洪昭君 |
| 17 番 瀬戸口和幸君 | 18 番 市山 繁君 |
| 19 番 小金丸益明君 | 20 番 牧永 護君 |

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 教育次長 村田 正明君
病院管理課長 左野 健治君 消防本部消防長 松本 力君
会計管理者 宇野木眞智子君

午前10時00分開議

議長（牧永 護君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。これより議事日程表第4号により、本日の会議を開きます。

本日までに白川市長より追加議案1件を受理し、お手元に配付しております。議事に入る前、白川市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） おはようございます。けさ長崎県知事から電話が入りましたので、皆様方に御報告申し上げたいと思います。

御存じのように、ことしは辛亥革命100年でございます。長崎県におきましては、中国と長崎の交流を深めるという方針でございまして、私もその親善の副会長を受け持っているところでございます。

辛亥革命の折に、終わった後に梅谷庄吉が中国政府に対して孫文の銅像を4体送っております。そのお返しとしまして、今年は中国から長崎に梅谷庄吉の銅像を送るという話が進んでおったわけでございますけれども、壱岐にも何らかのことをしてくれませんかということを知事をお願いをして、中国政府をお願いをしておりました。けさ知事が中国からお帰りになって、昨日お帰りになって、梅谷トクの銅像を壱岐に送るということを確認してきたということでございます。

また現地調査等中国からお見えになるということでございますので、ホットニュースでございますので皆様方にお伝えをいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1．一般質問

議長（牧永 護君） 日程第1、一般質問を行います。

あらかじめ申し上げます。一般質問の時間は、質問、答弁を含め50分以内となっておりますのでよろしくお願いいたします。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、7番、今西菊乃議員の登壇をお願いします。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 登壇〕

議員（7番 今西 菊乃君） 皆さん、おはようございます。梅雨も中盤となったのでしょうか。うとうしさに加えて、今朝ぐらいから何か蒸し暑さを感じるようになっております。毎年のことではありますが、梅雨の終盤には集中豪雨の可能性が 있습니다。今年度もどうか被害が少なければいいなと願っております。

そして、昨日の一般質問、テレビ放映がっておりますので、多くの市民の皆様が見られております。私のところにも、いろいろな御意見が参っております。余りにせずにとはうそになりますが、少しは気にしてでも、女性は3人寄ればかましいと言われますが、1人でもやかましかばいと言われなように、いつものようにさわやかに質問をしまいたいと思いますので、市長も答弁のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、市長に3件、高齢者を対象に、1件目は防災に関すること、2件目は交通機関に対する対策、そして3件目は地域おこしについて質問をさせていただきます。

地域防災計画の見直しにつきましては、先日、鵜瀬議員の質問により、いろいろなことが明らかになりましたが、私はもう少し掘り砕いて、高齢者のみに焦点を当ててみました。

壱岐市も平成21年に高齢化率31%を超え、平成26年には33.6%になるように統計ではなっております。本当に超高齢社会となり、それに伴う政策もいろいろと模索されております。

そのような中で、今年度は第4期後期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の最終年度になっていと思います。そして、今年度中には次期の計画策定がなされるようになっていと思いますので、あえて今回は高齢者関係に絞り、質問をさせていただきます。

高齢者に対する取り組みは、壱岐市総合計画後期基本計画の中に、高齢者が元気なまちの実現ということで、高齢者の生きがいづくり、高齢者福祉の充実と取り組まれるようになっております。生きがいづくりは、老人クラブ活動やボランティア活動、老人スポーツ、シルバー人材セ

ンター等でこれまでに培ってきた熟年パワーを発揮して活発に行われているとっております。

中には若い人よりも元気で活発に活動をなされていらっしゃる高齢者もいらっしゃいますが、援助が必要な方もいらっしゃいますので、今回は高齢者福祉の関係を主にお尋ねをいたします。

高齢者福祉に関しましては、平成12年度より吉岐市高齢者福祉計画に基づいて取り組まれていると思います。しかし、福祉サービスの生活支援事業に関しては、介護サービスに関することが主であって、介護サービスの適用に至らない人、その方への支援が少ないように思います。生活に不便を来していらっしゃる方がいられますので、今後の取り組みについてお尋ねをいたします。

第1問目は、高齢者、特に独居、老夫婦のみの世帯に関しての災害時避難についてです。

3月11日に発生しました東日本大震災は想定外の大地震でした。皆様方もテレビの放映、その他のマスコミでその状況は見られていることと思いますが、現実はずっともっと悲惨なものだったと災害ボランティアに行かれた方のお話を聞いております。

その中で避難状況を見てみましても、高齢者の方が着の身着のまま何も持たずに避難をされておりました。東北地方の地震は、起こる確率が98%と言われておりましたので、避難時の指導は行政からも何らかの形であったと思いますが、現実には身についておりません。役に立っておりません。中でも非常時持ち出し品の準備もなされてなかったのではないかと思います。

財産に関しては、後でどのようにでもなりますが、身体に関しては命を落とすようなことにもなりかねませんので、準備をしておく必要があります。特に防寒用具、水、高齢者の方はほとんどお持ちであると思いますが、常備薬等は絶対に欠かせないものです。避難グッズはいろいろございますが、当人が必要とする最低限の品の用意は必ずしておかなくてはなりません。一般的に市の広報やマスコミ等を通して認識はしていただける方もいらっしゃいますが、現実には準備をなされてない方がほとんどだと思いますが、どれくらい用意をしてあるということを把握なさっているのか、そしてその必要性をどれくらいの人が認識してあるのか、またどこでどのような指導をなされているのかをお尋ねいたします。

次に、災害時避難援助が必要となる世帯の確認、避難法はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

この件に関しましては、以前平成19年の9月だったと思います。前市長のときに同様の質問をいたしました。そのときは消防団、自治会長、民生児童委員、また各連絡機関で災害時要支援避難マニュアルを作成して対応するというものでありましたが、今ホームページを検索してみましても見つけ出すことができませんでした。検討なされたのかどうかは確認をしておりますが、立ち上げてあれば市長がかわられても継続なされていると思いましたが、見つけ出すことができませんでした。私の検索の仕方が悪かったのかかもしれません。

三、四年前に比べれば、災害に対する助成や環境も変わり、市民の意識も上がってきていると思います。避難時に対する取り組みは強化しなければならない状況になっていると思います。地震だけでなく、水害では集中豪雨、台風もその勢力を増しておりますし、また竜巻等も起こっております。想定外ということが当たり前ようになっております。高齢者の避難援助体制をどのようにされているのかをお尋ねいたします。

また避難訓練につきましては、昨日、鶴瀬議員の質問の中で取り組む旨の答弁だったと思いますが、高齢者は災害に直面すると動けなくなります。これは西方沖地震のときに、私も目の当たりにしたのですが、家の中で呼んでも出てこない、動けない。ただ怖いだけでどうしていいかわからずにおろおろしている、そういう状態でありました。そして2年前の集中豪雨のときも、同じような状況でございました。2件ぐらい、3件ですね、石田でも集中豪雨で危ないなというところがありましたので行ってみましたが、全く動けてないわけですね。とっさのときにはどうすることもできないというのが高齢者の現状です。水がせき込んできているのに、逃げればいいのかと思うのですが、どうしても、どうしていいかわからないといった状況でございました。かねてより、避難訓練なんかをして多少の知識を入れていけば、少しは避難するという意識が出るのではないかと思います。高齢者対策の対応の避難訓練の取り組みについてもどのようにお考えなのか、この2点についてまずお尋ねをいたします。

議長（牧永 護君） 今西議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 7番、今西菊乃議員の質問にお答えをいたします。

まず高齢者独居老夫婦世帯の災害避難についてということで2点。まず第1点目の非常時持ち出し品の準備等の指導はできるのか、どこでどのような指導をしているのかという御質問でございます。

まず一般世帯の対応についてでございますけれども、災害時の避難における持ち出し品の準備等の指導については、市民の皆様にも今月号でございますけど、広報「いき」の2ページから4ページにかけて非常時の持ち出しの掲載をいたしております。このようなことで周知を図りますとともに、実は平成19年6月に「我が家の防災マニュアル」というのを全戸に配布をいたしております。その中で非常持ち出し品、備蓄品等のリストや保管の方法等を示しております。ぜひもう一度各家庭で確認をお願いしたいと思う次第でございます。

また高齢者の皆様を対象に行われる会議等の折、市及び消防職員が出向き、防災に対する心構えや日ごろの備え等、説明を行ってまいりました。しかし、高齢者等皆様への周知はまだまだ十分伝わっていないのが現状であると認識をしております。今後、壱岐市ケーブルテレビ、防災告知放送の活用を初め、地域防災計画の見直しによりまして、そのダイジェスト版を作成し、周知

するとともに、あわせて「我が家の防災マニュアル」、これはもう平成19年ですから4年たっておりますので、やはり改訂をいたしまして、高齢者皆様を初め、市民皆様に周知を図ってまいりたいと考えております。

さらには、高齢者皆様の会合などの機会をとらえ、防災対策についての説明会の実施や、社会福祉協議会など関係機関と連携を図りまして、戸別訪問を含めた周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

御質問の、どれほどそのことについて各人が認識しておられるのかという御質問でございますけれども、これはなかなかどの程度かということはお答えできないというところが実情でございます。

2点目の御質問でございます。避難援助が必要となる世帯の確認、避難方法はとれているのか。以前、同様な質問に対し、前市長は災害時要援護者支援避難マニュアルを策定し、対応することであったと。その後の経過を知りたいと。また避難訓練の必要はないのかという御質問でございます。避難援助が必要となる世帯の確認、避難方法はとれているのかということでございますけれども、このように災害時要援護者の避難支援対策に取り組むためには、「災害時要援護者支援マニュアル」、全体計画でございますけど、策定などが求められているところでございます。完成版までには至っておりません。

理由といたしましては、関係団体等の協力を得る段階で、どうしても個人情報に関するものがあるということでございまして、慎重な取り扱いが必要なこと、それから地域防災計画など諸計画との整合性を図る必要性があることなどでございます。本当におくれておるわけでございますけれども、個人情報の関係では、それぞれ避難等に携わっていただく関係機関へ個人の情報を提供するための承諾も得ないといけません。把握すること、さらにこの方はこの場所にいらっしゃるのか、所在地を通常で把握することも必要になることから、こうしたことに対応できるシステムなどの研究を重ねておりますけれども、現在のところそこまでには至っていない状況でございます。

一端有事の際、高齢者を含めた災害弱者と呼ばれる皆様の安全の確保を図るために一番必要なことは、まずこうした皆様を把握する、どれだけいらっしゃるのか、どこにいらっしゃるのか特定して把握する、そのことが大事だと思っております。このため関係部署においては、各該当者への情報提供の承諾等については行っておりませんが、要支援者の該当リストについては既に作成をしております。有事の際にはこのリストを活用しながら社会福祉協議会など関係機関・団体と連携を図り、要支援者皆様の避難支援や安否確認等を行ってまいります。東日本大震災では、おっしゃるように、想定外の事案が数多く発生いたしました。そうしたことも含め協議を重ね、今年度末、来年3月末までには完成させたいと考えており

ます。

なお、この「災害時要援護者支援マニュアル」、今素案ができておるわけでございますけれども、基本方針だけ申し上げておきたいと思っております。台風や集中豪雨、また大規模な地震が発生し、災害が発生した場合、要援護者に対する支援活動が、地域の特性を生かして的確かつ迅速に実施できるよう、防災関係機関はもとより自治会、公民館、自主防災組織や各種福祉関係団体などと連携し、自力避難が困難な方の安全確保、安否確認など地域が主体となった取り組みを目指す、それが基本的な方針でございます。成案を今年度末に作成するという事で御理解をいただきたいと思っております。

また、避難訓練につきましては、要援護者の迅速かつ適切な避難を行うために、日ごろからの避難訓練の実施は重要であることは言うまでもございません。しかしながら、まずは要援護者の把握を進め、避難支援者となる消防団を初め、自主防災組織や自治会など地域との連携を深めることが大事でございまして、それらを含めて支援マニュアルに組み入れていきたいと考えております。

昨日から申し上げますように、いつも申し上げますように、危機管理は行政の最大任務でございます。しかしながら、行政だけでやれるものではございませんで、ひとつ行政が自主防災組織あるいは自治会などに強くお願いをする、またそして各地域で自主防災組織などを数多くつくっていただく、こういったことが一番大事ではなからうかと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） 的確な御答弁をいただいたと思っております。非常に非常時の持ち出し用品の準備はみんな思っているんですね。知ってるんですけど、なかなか一般的にも用意をなされてない方が多いと思います。市長は用意なされてますか。（笑声）まずですね、奥様に聞いて、ちゃんと準備をしてください。まずみんなこういう感覚なんですよ。ここは大きな地震とか津波は来ないだろうと、この前の特養の件で専門家がおっしゃったということもあって、非常に安心をされていて用意をしてない方というのはいられると思います。私は軒下につるしております。防寒シートとかタオルとかスティック砂糖とかですね、ごく軽量で、たちまち必要なもの、応急道具とかですね。地震があって家が倒壊する前に、走り出るときに持って出られるところに、軒下が一番だと思って、もう1年以上前に軒下につるしております。備えあれば憂いなしと申しますので、ぜひここにいらっしゃる皆様もほとんどが用意なされてないんじゃないかと思っております。ここは安心なんだ、安全なんだという意識は捨てていただきたいと思っております。

最近の災害は、どこで起きているのも想定外です。東日本大震災は98%の確率で起こると言われておりました。それにつけても、その地域の皆さんも安易に考えていらっしゃるんだと

思います。今度起きるであろうと言われている東南海地震も90%の確率です。それはほぼ来るものだと思っていいと思います。そして、もしそれが来たときは、今度の東北地震の数十倍の威力があり、それだけの被害が出ると言われておりますし、また近年中に東海、東南海地震が起きれば、日本海溝までもプレートの動きが影響を及ぼすだろうという説もあります。余り軽く考えないで、もしかしたらあるかもしれないということで備えをしておく必要があると思います。

特に高齢者は、一般的に、「用意をしてください、こういうものがありますよ」とか、広報とかで、ケーブルテレビとかで言われても、なかなか我が身のものとして取り入れられませんので、できましたら個別に自治会とか、介護保険の対象になっていらっしゃる方は社会福祉協議会あたりにもお願いができるでしょうけれども、その介護保険の適用になってらっしゃらない方は地域を通してそういうものの準備をしていただくようお願いをいたしたいと思います。

そして、今度策定なさるであろうという「要援護者支援マニュアル」ですか、これは基本的な考え方としては非常にいいと思います。本当に大災害が起きたときは、まずは我が身のことは我が身で守れであります。高齢者の中にはそれさえもできない方がいらっしゃいますので、地域の人の力を借りて、このようになかなか各機関の連携が個人情報保護法があるためにとれていかないのは事実だと思います。現実だと思います。しかし、この家はおばあちゃんがどこにいらっしゃるのか、どこに寝ていらっしゃるのか、そういうのまでできたら地域の隣の方にも確認ができるような体制づくりをそのマニュアルの中に入れていただきたいと思っております。

その作成に当たってもいろいろな各団体の方が集められた作成委員会が立ち上げられて、なされていることだと思いますので、そここのところの連携をどうにかとっていただくように重ねて要望をいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次は、高齢者の交通機関の対策についてお尋ねをいたします。バスと言えば、議会でも今までに市民病院行きのバスがよく取り上げられました。市長もかなり苦慮なされたことと思います。しかし、自家用車を運転できない高齢者にとっては大きな問題なのです。特に80歳を過ぎると車の運転ができなくなります。朝は何とか通学とか通勤の方の便もあるのですが、帰りが困るのです。帰りの定期バスの便が少ないんです。行きはよいよい帰りはこわいです。

最近2人の女性の方からのお話がありましたので紹介いたします。市民病院へ定期健診を受けに行った。行きはバスで行けたけれども帰りは石田まで2時間以上かけて歩いて帰りました。検査だったので朝食はとらずに行きました。途中で何度か休憩をしましたが、空腹と歩くのに体力を使うのでふらふらになり、家までたどり着くのがやっとでございました。疲れ果てたので何も食わずに一時休みました。何のために病院へ行ったのかわかりません。印通寺行きの車は何台も通るけれど、だれもとめて乗せてくれませんでした。まあ2人同じようなことを言われたんです

ね。これが本当に弱者だと思っんです。こういう方がほかにもまだいらっしやると思っんですね。病院に行かれて帰りの便が12時を過ぎるとなかなかないわけです。大抵の方は知り合いの方とかにお願いして帰られていらっしやると思っんですが、まあこの話、2件も続けて私も話を聞きましたもんでね、何とかならないものかと思っったわけです。

また高齢者で、今までは車の免許があっって運転できたんだけど、免許証返納して日常生活や食材の買い出しにも困っておりますと、バスで町まで行くにもバス停まで行くのが難儀なんです。こういう方も何人がいらっしやいました。それは大変だろうと思っいます。

そんなとき、いつもいつも私のうちの下のところも空車で定期バスが通ります。そのバスを見るたびに、このバスが何とかならんもんじゃろうかと思っわけです。市民の人からも、「どうかならんかね」とよく言われます。今回調べてみますと、今コミュニティーバスとか乗合タクシー、そういうものを運行している自治体が多くあります。コミュニティーバスとは地域共同体もしくは自治体が住民の移動手段を確保するため運行するバスということになっております。

全国一覧表を見てみますと、どの県もすごい数で運営されております。九州でも長崎県は少ないですね。でも福岡県、熊本県、大分県、佐賀県、もうずっとずっとかなりの運行がなされております。県内でも6自治体、長崎市、東彼杵、松浦、平戸、五島市、五島市は三井楽半島あたりの運行もなされてあります。以前は定期バスは市民の重要な交通手段であったのですが、時代とともに利用者が減少しております。時代に即した、必要に応じた交通手段を構築することが必要であるのではないかと思っいますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今西議員の高齢者の交通機関対策ということでございまして、通告の中で、市民病院行き交通機関のみならず、生活用品の買い出し等にも支障を来す人がいる、コミュニティーバスを考慮してみてもどうかということございまして、私はこの内容について、実は買い物に行きたい人が対象なのかなというちょっと気持ちを持っておりまして、少し答弁内容が違っようございすけれども、特に帰りのバスというようなことを今おっしやっしたし、ある意味、定期バスは縮小してでもコミュニティーバスをどうかというふうになお聞きをしたわけですが、そういったこともございすけれども一応一般質問なことをまず御答弁させていただきたいと思っいます。

高齢者の生活用品等の買い出し等については、介護認定者は訪問介護サービスの家事援助にてサービスを提供しているとともに、介護認定者以外で65歳以上の高齢者の皆様には高齢者軽度生活援助事業にてサービスを提供している状況にございす。介護認定以外でも65歳以上の高齢者の皆様、65歳は高齢者かどうかわかりませんが、軽度生活支援事業というのがあるという

ことをまず申し上げておきたいと思います。

また75歳以上の高齢者の皆様には、市内路線バス乗車カード、いわゆるワンコインですね、及び三島航路乗船カード、これは無料でございますけれども発行いたしまして、高齢者の皆様の生活にお役立ていただいているものと思っておりますのでございます。

おっしゃるように、私はきょうの答弁で、ぜひ定期バスを御利用いただきたいと申し上げたいと思つたわけですが、先ほどのニュアンスにありますように、定期バスを縮小してでもという趣旨のようでございます。ご存じのように、定期バスにつきましては年間7,000万円近い補助を出しておるわけでございますが、私はむしろコミュニティーバスよりも定期バスのいわゆる時間が空いておるところを、もう少し短くしてでもというような気持ちを持っておりましたけれども、その趣旨が違ふようでございますが、それについては、私は今の状況ではなかなか自治体がコミュニティーバスを運行する環境にはないと私は思っております。

これ以上の財政支出を、もう赤字ということはわかっておるわけですから、それを今の例えば定期バス、今でも時間が長い、もっと近くなるのかという要望がございます。その中でそれを例えば少し本数を減らしてでもコミュニティーバスということにはならないのじゃないかと思っておりますのでございます。

いろいろと本当に今から高齢者が増えてまいりまして、いろんな交通手段を考えなければいけないということはもう間違いないところでございます。現時点でコミュニティーバスを考えてないということと、確におっしゃるように長崎県少ないです。そして長崎県では、今までコミュニティーバスを運行してたけど財政上やれんというてやめた自治体もあることも事実でございますので、申し上げておきたいと思つた。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） ちょっと私の通告と今質問とが差があったようでございますが、「やれない」とは言わないでください、市長。考えてみてください。あの定期便のバスの時間を短くするとか、路線を変更するとか、これは陸運局の許可が要ると思います。私も自動車会社におりました関係上、陸運局がどんなに厳しいところか、どんなに大変なところかは認識をしているつもりでございます。なかなかこの変更は難しいと思います。いろんな条件がつくはずだと思っておりますので、定期便を動かすということは望めないんじゃないかと思うんですね。前回の質問の中で、同僚議員の中でスクールバスですね、スクールバスの空き時間をコミュニティーバスとか生活支援バスに回せないだろうかとか、そういった旨の質問がありましたが、できないだろうという答弁でございました。

しかし、やってるところがあるとですね。あるんですよ、ちょっと調べてみますとですね。佐

賀県にも1つありました。佐賀県は、通学と福祉バスを一緒にしてありました。そしてこれは熊本
の天草ですね。スクールバスの路線バスへの統合なども行い、通学にも生活にも便利なダイヤ
としたというような自治体もあるわけなんですよ。そして、ここ天草は面白いと思ったのは、
高齢者運転免許返納制度、65歳以上で運転免許を自主的に返納した人、こういうをつくって、
その方たちはバス便を半額にするとか、そういう取り組みもなされておりますので、頭からでき
ないというふうには言ってほしくないわけですね。ほかもあります、ほかのところもやっており
ますので、何とかこの弱者、交通弱者、こういう方を、じゃあどうやって救うのですか。このま
ま放っとくとですか。もう困るなら困るで、どうしようもないけん我慢しておくれと、こうい
うに言われるのか、何とか私で見ましようと、考えてみましようとされるのか、どちらなの
か御答弁お願いします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 私は、でき得ることというのは、なるべく住民の方の福祉に対して、や
っておあげしたいということは、それはもう間違いございません。ただ、行政の守備範囲とい
うのはおのずと限られているんだと思っておるわけです。

したがいまして、どうしても予算を伴う等々ございます。特にこの事業ははしたではないと思
うわけです、金額的にですね。ですから、あえてできないと申し上げましたけれども、それは全
く協議のテーブルにも乗せないで無視するなということではございませんので、今西議員おっし
やるように研究をさせていただきたいと思えます。

それから、スクールバスに乗せる乗せないということについては法規制があって、教育委員会
の管轄でございますけれども、これにつきましても、天草でしたかね、天草の実態を調査をさせ
まして、どういう条件でそうなっているのか、そしてまた壱岐の今のスクールバスが乗れる余地
があるのか、そういったことも含めて、研究をさせていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） できる限りの方策は模索してほしいと思うんです。スクールバス
ももちろん学生が乗るときは乗りませんよね、それだけの人数を乗車定員を考えて購入してある
と思いますから。空いてる時間ですよ、朝と帰りだけで昼中空いてるわけですから、何とかそ
ういう利用ができないものか、まずは調べていただきたいと思います。市長の手腕を期待いたし
まして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、最後の質問をいたします。前の2つの質問と関連があることですが、地域に高齢者
のみの世帯が多くなりました。自治会の中では高齢者のみの世帯は道路修理等免除しているところ

るもあり、高齢者にかかる負担も軽減されております。しかし、生活していく中でちょっとした不便さを感じている方も少なくありません。ごみ出しもその中の一つです。

介護保険適用になってる方は、ヘルパーさんに頼んでごみを持って行って、ステーションまでごみを持って行ってもらうということもできるんですが、なかなかその適用がない方は、分別もよくわからず、ごみステーションまでごみ袋を持っていくのも大変なのですという状況の方もいらっしゃいます。

まして、これから持ち込みのできる焼却場、リサイクルセンターも来年度より中に集約されまして遠くなる方もいらっしゃいます。隣人に頼みにくく、大きな不燃物はそのままになってしまおうと言われる方もありました。以前は、公民館の中で青年会などで年に何度か大型ごみを回収したりしておりました。しかし、今では社会教育団体の会員も減少し、そのようなボランティアをする人もいなくなっていました。

また地域共同体と言われるものもなくなってしまい、高齢社会になり、それに伴って地域はだんだん過疎化していき、限界集落と言われるところも出てきております。だれかの少しの手助けがあれば大きな助けになるのですが、今それが求められている方も多数いらっしゃるということです。

また今回の東日本大震災で多くの方が地域力の必要性を感じられたと思います。遠くの親せきより近くの他人です。災害地は大小問わず近隣の助け合いが必要になってくるのですが、地域の状況をちゃんと把握ができてないと救助が遅れてしまいます。その地区の状況を何人かが把握できて横の連携がとれる状態ができれば、迅速な対応ができるのではないかと思います。

以前、バレーボールやソフトボール等の社会体育の推進で公民館活動が活発になり、地域づくりがなされてまいりました。しかし、今は災害という言葉がいつでもどこでもつきまといまいます。これを逆手にとって、自治会の中でお互いが見守り合うボランティア活動を推進し、地域づくりができないものかと考えているわけでございます。次期の高齢者福祉計画策定の中でも、介護保険の適用にならない高齢者の救済と地域における高齢者に対する諸団体の連携をどのようにしていただくのかを検討していただきたいと思います。どうかして、もう少しこの福祉で地域おこしができないだろうか、地域で福祉に目を向ける必要があるのではないかと思いますので、市長がどのようにお考えかをお尋ねいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今西議員の3点目の御質問でございます。福祉活動による地域おこし、自治会おこし、独居老夫婦の世帯が増え、ごみ出しにも支障を来す人もいる。自治会で福祉活動により地域力が出るよう指導すべきではないかという御質問でございます。独居の方につきまし

ては、5月末現在の住民基本台帳では3,917名いらっしゃいます。内訳といたしまして、80歳以上が1,201名、70から79歳が790名、65歳から69歳が299名、64歳以下は1,627名が独居でございます。

この中で65歳以上の独居の方や、老夫婦であっても健康な方がある一方、64歳以下であっても支援を必要とされる方もございまして、家庭環境も多様化している中、求められる支援の種類もさまざまありますが、現在はケアマネージャー、包括支援センター、民生児童委員、社会福祉協議会等の連携によりまして支援を必要とされる方々へは一定の福祉サービスが提供されているものと考えております。

例えば、ごみ出しについてでございますけれども、介護が必要な心身状態である方については、介護保険制度を活用することによりまして、居宅介護サービスを受けることができっておりますので、ヘルパーが各自治会等のリサイクルステーションへごみを出すことができるようになっております。ただし、介護保険制度では利用者の負担は原則1割ということでございます。

また介護保険の認定が非該当、いわゆる介護保険に該当しない方、介護が必要な状態ではないが、退院後体力回復が進まないことなど支援を必要とされる方のごみ出しについては、軽度生活援助事業の対象となりますので、居宅介護サービスによりごみを出すことができるようになります。軽度生活支援事業につきましては、利用者負担額は1時間350円となっております。福祉活動につきましては、民生委員、児童委員が中心となり支援を必要とされる方々への訪問などを行い、相談窓口を担っていただいておりますが、行政組織の末端でございまして、最も人々と密着している自治会の情報は大いに必要でございます。

こうした生活弱者の把握については、現在、壱岐市が検討しております自治区において、福祉活動の取り組みの強化を図っていただくよう自治公民館へお願いをしていく考えでございます。

議員おっしゃるように地域力がだんだんだんだん弱くなっておると認識をしております。この地域力をどうして高めていくかということは、やはり私たちの方策、政策的にそういうふうにごのようにして持っていくか、大きな課題だと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） おっしゃるとおり、地域力を上げるのは大きな課題だと思います。特に高齢化率が上がっていくわけですから若い人が少ないわけですね。若い人が高齢者のお世話をするとすることは、なかなか難しいであろうと思います。それに比べて中高年が軸となって、多様な福祉ニーズに対応できるよう、行政活動と住民間に福祉的環境の確立が必要になってくると思われまます。それはある程度行政主導でなければできないところもございまして。私たちもNPOを立ち上げたりしているんな取り組みをしまいたが、ボランティアというのには限界

があります。何とか地域の各団体の、最初の質問のときにも申しましたように、団体の横の連携がとれるように自治会の中でそういった指導ができないものかと思ってこの質問をしたわけです。個人情報保護条例ができてから情報の提供がなかなか難しいわけです。そして本当にみんなが地域が疎遠になって、今公民館でも婦人会でも青年会でも老人会でも会員減少と、いろんな悩みを抱えているわけです。

災害時のボランティアというのは、これは否が応でもやらなくてはならないものがあります。そこで、今度の高齢者福祉計画、そういう中でも、この事業、横の連携をとれる体制づくり、そういうものに取り組んでいただいて、福祉の観点からもう一度地域おこしをしてみてもどうかと思うわけです。いろいろこれはもう一口には言えないし、すぐできるわけでもありませんが、何とかその方向で行くよう、行政の指導がこれは一番なんです。みんなで、みんなのことだからみんなでしてください。みんなしませんよ。今までいろんな事業がありました。何でできてきたかというのは行政指導があったからなんですね。今なかなかその行政指導というのは市民の皆さんが求めるような行政指導というのが行われてないのも現実です。行政指導をもって何とかそういう自治会活動の中に入れていくというような市長の強い方向性を確認したいわけですが、もう一度御答弁お願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 行政指導というのは、非常に耳ざわりが悪い言葉でございます。やはり行政と地域が一体となって、そのような方向に進めていきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 今西菊乃議員。

議員（7番 今西 菊乃君） 行政指導というのは耳ざわりですね。そうだろうと思います。地域と行政が一体になってやらないと何も起これないということは十分にわかっております。しかし、その指導というのはある程度は市民にとっては必要なことだと私は思っております。だから、あえて行政の指導もお願いしたいというわけでございます。そのところを御理解いただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。

〔今西 菊乃議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、今西菊乃議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時とします。

午前10時48分休憩

午前11時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、18番、市山繁議員の登壇をお願いします。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

議員（18番 市山 繁君） 改めましておはようございます。先ほどの今西議員さんのようなさわやかな美声でございませぬけれども、18番、市山繁は市長に対しまして一般質問を行います。質問事項は通告に従いまして、大きくは3点、質問の要旨として何点か掲げておりますので、順次質問をいたしますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

まず質問の第1点は、壱岐市民病院とかたばる病院の方向性についてでございますが、月日のたつのも早いもので、市長も御就任以来、早くももう3年が過ぎました。任期も残すところあと9カ月、約208日ぐらいとなりましたが、多くの課題が山積する中、病院事業は緊迫した状況であります。そこで質問の冒頭に市長に対し、非常に失礼な、また苦言に値するかもしれませんが、私は市長に対しまして、ぜひお願いをしたいという気持ちでございます。

それは質問の第1項にありますように、市長のマニフェストの中で、医師の確保については、自分が市長になれば医師の確保はできると、これは昨日呼子議員からもあっておりましたけれども、発言されたことが、医師の確保が厳しさを増すごとに、その話が巷で出てまいります。その当時から医師の確保は厳しい状況だったので、市長の発言を聞かれた市民は、「ほう」という疑問の声と「こら、やるばい」というような期待の声が出ておりました。

結果として、皆さんの期待感が多かったので当選されたものと思っておりますが、あれからますます医師の招聘は厳しくなり、社会の情勢も変化してまいりました。これらは政府の制度改正等によるものであり、市長一人の責任ではないと私はこう思っておりますし、自分のマニフェストはだれでも自信を持つのが当然であり、人間はだれでも間違いがないとも言えないし、また見間違いもあります。そのときの社会の状況と相手の変化はつきものでどうにもならないときもあるわけでございますが、市長も首長として、また市民病院の管理者として、医師の確保には奔走され、九州大学を初め、また関係医局にも二十数回も足を運び、努力されてまいりましたので、この発言をいつまでも市民の皆様の頭に残すよりも、この際、私が年長議員として提言をしておりますので、市長も市民の皆様に医師確保の経緯をよく説明され、御理解を得てほしいと思っております。そして、その後市長は任期中に、市民、議会が納得する病院事業の方向性を示されると思っておりますが、これについて御答弁をお尋ねしたいと思います。

次に、2項、壱岐市民病院の役割とあり方、経営形態と病院の方向性について、市長は決断すべきことではないかということでございますが、これはきのうも同僚議員からお二人の方、ございました。そして、私の次に町田正一議員も質問されるようになっております。それだけ4名の

議員がやるということは重要な問題であると思っております。老人ホームの問題もそうでした。

この役割については、市長も御承知のとおり、吉岐地域医療の中核病院として最新医療機器を備え、地域の災害拠点病院として、地域住民の医療の確保と、地域に根差し、市民に親しまれる「とりで」となるようにとあります。あり方と経営形態については、私も昨年、12月定例議会で一般質問のとおりでございますが、これを少し詳しく申しますと、経営形態には地方公営企業法の一部適用と全部適用、そして独立行政法人、指定管理者制度、民間移譲、これは県病院企業団の一部適用とあるわけでございますが、それぞれメリットはあります。

現在の市民病院の一部適用は、もとの広域圏町村組合の一部組合と違って、合併当時にすべてを取り入れた一部適用であり。市長も旧4町時代と違って、吉岐市の市長であるため、失礼でございますけれども細部にわたっての指揮命令、経営責任の不明確さや医療課内の管理下に置いた軟弱な対応ができかねているという点がございます。

そしてまた全部適用につきましては、人事権など自立性の拡大、独自の給与体系の導入や職員の意識の醸成はできるわけでございますが、管理者の能力が問われてまいります。医療と経営、行政三拍子のそろった人材が確保できるのか、今の状態では恐らくできないだろうと、こういうふうに思っております。

指定管理者制度、これは民間委託でございますが、民間のノウハウを活用した効果的な病院経営は私は期待できると思っておりますが、人件費等の抑制等で現在の職員は非公務員となるわけでございます。また委託先が現在で見つかるのかどうか、引き受ける病院があるのかということが私は問題であると思っております。それから民間医療は利益追求等のほうが先になって、不採算部門の整理等によって離島医療の中での公共性を失うことにもなると思っております。

そしてまた独立行政法人は公営企業型で、経営形態としてはよいと思っておりますけれども、会計システムの構築や、また新たな費用の増加となります。また準備期間が相当必要であります。職員も民間同様、非公務員となります。職員組合との対立、調整も厳しいのではないかと思っておりますが、それに理事長の選任も九大からの医師の招聘もできない現状では無理だと思っておりますし、理事長なしでは独法は無理だということに私も考えておりますが、これについてもお尋ねしたいと思っております。

そしてまた何と言っても、市長を初め私たちは、吉岐の医療を守ることが重要な課題であります。職員の身分の医療資格者の、まあ看護師等でございますが、処遇も私は大事だと思っております。就職当時から、民間であれば別でございますけれども、公務員として長くその職務に従事している職員が非公務員になると、また島外への転出等が可能性も出てまいりますし、非公務員となるとその時点で退職となるわけで、退職金の支払いの対応も出てまいります。

以上のことを踏まえ、私は昨年12月議会で提言いたしました長崎県病院企業団は、一部事務

組合であっても県並みの地方公務員であり、職員の身分はそのまま保証される。私は自分がこうして提言しているの、これを人に強制する考えはございません。少し研究をして提言をしておくだけでございますが、企業団に加入されても、すぐに医師の確保ができるということも限りませんが、何と言いましても県がバックですので、対外的な信頼度も異なってくると思います。加入については、長崎県企業団であるので県の指導のもとにまず壱岐市が加入し、その後、壱岐市と病院が企業団との事務レベルの交渉、調整となっております。しかし、その前に何といても一番大事なことは、病院長初め医師の意見もよくお聞きして、そしてまた今まで医療の派遣をいただいている病院医局にも御相談をされて指導と御理解をいただくのも必要だと思っております。

また議会にも所管の厚生委員会もございます。しかしながら、こうしたことにつきましては、病院事業特別委員会の設置のお考えはないかどうか。とにかく病院経営形態については、議会と市民が一丸となって、壱岐の医療のため市民の皆さんが納得の行く選択をしなければなりません。しかし、市長ももう時間がありません。市長の任期中にこれを選択されて、そのレールを敷く責任があると思っております。

きのうの呼子議員の話でございますが、6月の定例会には出馬表明もされておりますので、それを踏まえて4点ぐらい挙げましたけれども、経営状態の選択と決断ですね、それから特別委員会の設置の必要性、そして市長は統合して現在の病院形態で行かれるのか、そして独法をまだ考えておられるのか、その4点ぐらいを2項ではお願いしたいと思っております。

そして次に3項、市民病院とかたばる病院の統合については、これも昨日全く私の質問と同じようなことで記憶するところでございます。そして、市長からも答弁いただいておりますが、これは私なりにまた変わった内容で質問をいたしたいと思っております。

病院事業は健全な運営が健全な医療につながるという観点から、私は早くから壱岐市に2つの病院経営は無理だということを言っていました。その理由の一つとしてかたばる病院の医師の確保、そしてまた今いらっしゃる医師の継続の問題、そして今後の医療機器の購入の問題、現在は黒字であるけれども将来的には厳しくなることが予想されております。

市民病院も精神科入院病床がなくなると、その医療収益約1億9,000万円が収入減となります。また現在今2億円ぐらいの現金を持っておりますけれども、これにはすぐあるものに手が行くということで手がついてまいります。また医業収入の減によりますと、人件費の比率も今の70%が80%ぐらいになることは、もう目に見えております。経営はより一層厳しくなることなどから、そういうことを考慮するときに機能統合すべきであり、私も昨年一般質問でかたばる病院を機能統合し、移転新築の提言をいたしましたけれども、療養病床等の規定にもあって実現できませんでした。ただ市長の行政報告で述べられたように、かたばる病院を市民病院へ機能統合することが必要不可欠であると判断して、それに伴う準備を進めていると言われておるように、

統合については私も同感でございます。これは昨日中村議員からの答弁もあっておりましたが、残念ながら昨年10月に九大精神病医局から精神科医師の派遣中止の連絡があって、7月15日をもって精神科の病床が空室となります。その病床50床にかたばる病院の入院患者の48人の病床として有効利用されたと思っております。

これも市長が答弁をその当時されましたが、残りの空室の20床は、休室として置くのか、透析患者の家族からの病床の要望もあっておりましたので、その病床に活用されると私は思っておりますが、これは医師の確保ができないために、これは透析はもうやらないということでございましたので、それはようございますけれども。そしてまた、統合については、市長が統合に伴う準備を進めていると言われておるように、統合前の手続が必要で時間もかかると思っています。

まずかたばる病院の統合については、国からの医療の10年間の現状維持の契約、それは変更届とか、それからまた廃止届とか、精神病床への有効利用では、精神病床の廃止届、目的変更届、精神病院20床を休止すれば休止届、活用すれば変更届が必要であります。その許可期間も必要となりますが。かたばる病院の統合は、病院の経営形態がどこにどのように変わっても、かたばる病院の医療契約は国と壱岐市の問題でありまして、壱岐市の責任であります。

市長は、具体的な統合計画等決まりましたら、あらためて議員はもとより、市民の皆様には御報告をしたいと言われておりますが、その目標はいつにされておるのか。そして病院の有効利用と手続、届け出について、そしてまた先ほど言われました、昨日言われました。20床については復活のために残しておくんだということでございますが、これは休止されるものか廃止されるものか。廃止した場合には、復活ができないというようなことも聞いておりますが、それは本当なのか、その3点についてお尋ねをいたしたいと思っております。

それから精神科の対策ですが、4戸につきましては、これについても行政報告で述べられております。これもきのうの同僚議員の質問と全く同じような形になりますけれども、患者の皆さんの御家族へ説明会を2回開催し、5月中に御家族の面談を行い、6月8日現在をもって希望先の医療機関や退院の決定をされておりますが、37人の入院患者中、転院・退院が完了した方が11人、退院予定が4人、転院先は23年6月中に全員受け入れ、医療機関に転院完了となっておりますが、これはもう幾ら医師不足の状況の変化によりとはいえ、御家族や患者の皆さんには心配や負担をかけているなど私も非常に思っておるところでございますが、昨日11名の内訳については退院が5名、そして退院予定者が4名ということで9名が退院されるわけですけれども、これについてお尋ねいたしますけれども、本当にこれは完治退院で安心な安全な退院であったのか、またそうされたのかどうか。そして病院廃止のため無理はなかったのか。そして家族が引き取らなくても大丈夫なのか。その患者さんの中に軽微な患者さんがかたばる病院のB型ホームひまわり入所の、希望か入所可能な患者さんがなったのかということでございますが、これは昨日

2名おられたということですが、その方たちはそのB型ホームに入って患者さんに対するいろいろな影響はないのかどうか、お尋ねいたしたいと思っております。

そしてまた、島外病院と島内病院の転院の割合、これは昨日答弁がございました。そしてまた退院、島外退院・転院で家族構成等の無理はなかったのだろうか。身寄りの人がないとか、そういう方がおられたかどうか。

そしてまた次に、外来診療についても非常に憂慮されておりますが、市長は福岡の病院からの応援を受けて、8月までは、月曜・金曜まで週5回、これまでどおり外来機能は継続できると。9月以降はまだ決定しておらんが週3回以上は外来診療ができるという、まだ交渉中と言われておりますが、入院患者の島外転院も患者と家族には大変であります。また、外来までできなくなると、島外となればいろいろ付添の要る方もおられます。そうしたことで家族には大変負担増となるが、市長も努力されているとは思いますが、ぜひこの外来診療が継続可能であるようにお願いしたいと思っております。

その外来診療ができなくなると、患者さんばかりじゃなくて、今外来が三十何名かいらっしゃいますが、年間の外来診療収入が4,000万円くらいあります。それと1億9,000万円の精神病院患者、合算しますと2億3,000万円くらいになるわけですが、そうしたことになりますと、かたばる病院の医療収入が2億3,000万円くらいですから、ゼロになるわけですね。そうしたことで退院された患者さんの状態と精神外来の継続の可能性をお尋ねいたしたいと思っております。

議長、これで第1項は終わります。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 18番、市山繁議員の御質問にお答えします。

まず最初の壱岐市民病院の件でございますけれども、壱岐市民病院とかたばる病院の方向性でございまして、まず第1点目に、市長のマニフェストの中で医師確保について、医師の確保はできると言ったじゃないか、それを守られておるのかという御質問でございます。私は医師確保ができずして地域の医療は語れないと思っておりましたし、現在もその気持ちであります。ただ、そうした医師確保にかける熱い思いが、医師確保ができるということ、表現になったということで御理解いただきたいと存じます。

その思いとは裏腹に、議員おっしゃいますように、平成16年の医師研修制度の改正以来、年々医師確保は厳しさを増しております。国も医学部の定員を増やすという政策転換をいたしましたけれども、その効果があらわれるのは10年以上も先の話でございます。この厳しさは当面続くことは明白でございます。議員御指摘のように医師の確保ができていないことは事実でござ

いまして、私は市民の皆様に率直におわびを申し上げたいと存じます。

政治は結果でございます。結果がすべてだと思っておりますけれども、一つだけ医師確保について申し上げたいと思っております。

それは御存じのように、私は医師確保には九州大学との関係修復を何としても果たさなければならぬと、そういう思いで何度となく九州大学病院へ足を運びました。その中で品川護郎先生、壱岐市の医師会長様でいらっしゃいます、光武新人先生、同副会長でございますけれども、お二人とも九州大学医学部卒でございます。お二人の力をお借りしたいとお願いいたしましたところ、お二人とも快く引き受けていただきました。

1度目は、品川医師会長さんと2人で、そして2度目は品川会長さん、光武副会長さんと同伴で九州大学へ参りました。そしてお願いしたそばにおる私が「もういいですよ」と言うぐらい、「もうよろしいです」と言うぐらい、お二人の先生は壱岐市民のために、壱岐の医療にとって九州大学の存在がいかに大きいか、50年来のおつき合いの経過も踏まえて懇願されました。しかしながら、結果として、九州大学との関係修復には至りませんでした。

私はこのことについて、お二人の御努力、御協力に心から感謝申し上げますと同時に、このことを市民皆様にぜひ知っていただきたく、あえて申し上げました。そして一度失った信頼を回復することがいかに困難であるか、至難の業であることを思い知らされたところでございます。

議員の御質問の2番目の2点目でございます。病院の方向性について、市長は決断すべきではないかについてでございますけれども、私の考え方はこれまで一貫しております。市民病院は市民に開かれた病院であり、市民の皆さんに安全安心の医療を24時間365日継続して提供できる病院でなければならないと考えてまいりました。そのような医療体制を実現するためには、当然確固とした経営基盤が求められるわけでございます。それを実現するために、これまで独立行政法人化を目指してまいりましたが、先ほど申し上げましたような経過もございます。独立行政法人化理事長の派遣が今となつては絶望的な状況でございます。そういったことでその方向を見直さなければならないと考えておるところでございます。

その中で、市山議員がおっしゃいます長崎県病院企業団への加入はどうかということでございます。これは病院企業団につきましては、先ほど一部適用と申されましたけど、全適でございます。（発言する者あり）はい、全適でございます。そういった中で私は平成20年8月28日に、当時まだ企業団前の長崎県医療保健組合の金子知事あてに、会長の金子原二郎さんあてに、壱岐市の企業団への参画についてということをお願いの文書を出しております。

その骨子は、企業団の設立後、当市が企業団への参画について必要と判断した際には、御高配いただきますようよろしくお願い申し上げますという文書でございます。その返事が、20年の9月3日付で参りました。その中で、壱岐市から、新たに企業団への加入の申し出があった場合

は、各種の調整を行った上で企業団の構成団体と協議を行うことになると考えておりますという返事でございます。私はこの各種の調整、あるいは構成団体との協議ということにつきまして、今まで独法と考えておりましたために、余り深くこれについて勉強しておりませんでした。しかしながら、この各種の調整ということはどういうことかと今考えるときに、これは確認をしなければいけませんけれども、過去の彦岐市は加入しておりませんでしたから、過去の構成団体の拠出金、いわゆる企業団といいますが、そういったものに対することかなとも考えておるわけでございます。

そしてまた、企業団、離島医療保健組合の時、平成20年5月に102名おりました医師の数が現在企業団で90名に減っております。そういったことも考えて、果たして企業団に入りましたときに、全員の、失礼しました、医師が十分なのかなということもでございます。

しかしながら、私は議員が御提案なさいました特別委員会についてでございますけれども、私と議会の皆様がこういう方向へ進もうというベクトルが一緒にならないと、私はとてもこの経営形態ということについては決定ができないと思っている次第でございます。そういった意味で特別委員会を構成していただけるならばという気持ちでございます。

それから3点目でございます。健全な、かたばる病院との、失礼しました、精神病棟が空室となる病床の有効利用としてかたばる病院の48床を市民病院へ転院し、透析患者の要望もあつるので透析病床としての活用等についてということでございますけれども、透析についてはいいということございましたので、かたばる病院の市民病院の統合について申し上げます。

昨日の御質問の際にもお答えいたしましたけれども、2つの病院をこのまま運営することには無理がありまして、経営の効率化を図るためにも市民病院へ機能統合することが必要でございます。議員の御指摘のとおりと考えておるところでございます。

議員も御提案のように、精神科病棟を療養型病床48床に転院をする形でかたばる病院との機能統合を考えた場合、残り22床は精神科病床復活のための病床として確保するというにいたしております。4階への人口透析病床、失礼しました、目標の時期ということでございますけれども、これにつきましては、なるべく急いでということでお返事をさせていただきたいと思っております。

それから先ほど申しますように精神病床につきましては、あくまで休止でございます。それから、国と市との契約、現在のかたばる病院の契約につきましても鋭意調整を図っていきたく思っております。

4点目の御質問、精神病入院者の対策転院について家族の理解は得られたのか、島外病院と島内病院の配分は、また家族構成や負担に無理な家族はなかったのか、市民病院での精神患者の外来診療はできんのかということでございます。これにつきましては、昨日申し上げましたように、

8月末までは平日につきまして、時間外を除き、毎日非常勤医師で対応ができるようになっておりますし、9月以降につきましても、少なくとも週3日は対応できるよう現在交渉中でございます。家族に対する説明、そして皆さんが納得されたのか、そして転院、退院、無理はあったのかなかったのかという御質問でございますけれども、これは家族の皆様方との病院現場でのドクターを含めた話し合いの中で適切な処置をしているものと確信をいたしておるところでございます。

それから、この精神科の外来診療につきましては、これは外来につきましては壱岐でもう絶対確保せないかんとあって、強い気持ちで思っておりますので、医師の確保について努力をしております。

これは蛇足でございますけれども、外来の患者さんは普通の精神科医で診ることができますけれども、入院患者は指定医、精神科の指定医がいなければできないということで入院の病院、病床の解消を余儀なくされておるということを改めて申し上げておきたいと思っております。（「市長、まだ漏れております。中止ですが、廃止の場合は復活ができるのかどうか、精神病棟。」と呼ぶ者あり）廃止の場合は、非常に復活というのは厳しいとお聞きをいたしております。それであくまで休止だということでありたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 1項につきましては、市長も、私がお願いしたわけでございますけれども、それだけ病院については努力されておるわけですから、その点を経緯を皆さん方に御理解をいただくほうが、今後についてよい結果につながると私は思っております。

それから方向性については今からでございますけれども、次に2項でございますけれども、病院事業の経営形態はどれを比較してもこれは一長一短あるわけでございます。その内容が実現可能かどうか、そして市民が、先ほど言われたように、市民が納得のいく形態はどこになってくるかが私は思っております。要は私たち議員は、先ほど申しましたように、壱岐市民の医療をどう守っていくかが大切でございますけれども、またその中に私は先ほど申しましたように、病院の医療有資格者にて医療にその役割を担っておる方たち、看護師さんたち、いろいろそうした方たちの処遇も私も必要であると思っております。

そのようなことを考慮しますと、県とつながる企業団に加入できれば公務員としての身分は保障されてまいりますので、あとは市長の判断でございますから、市民病院の形態は実際どう思われておるのかと。実現可能ならどれとどれを思われているのか、そして職員の身分の処遇について、またどう思われているのか、再度お尋ねをいたしたいと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 職員の処遇については、その経営形態の変更に伴っておのずと変わるといことになるかと思えます。そしてまた、先ほども御質問の中で、お返事を、お答えをしておりますませんでしたけれども、この経営形態を変えるにつきまして、ドクターを含め医療技術者、そしてまた職員等々との話し合い、こういった方向に行った場合というようなことも話さなければいけませんし、今のドクターの方がまずいていただくと、どういう形態になっても今のドクターにいていただける、そしてまた派遣先の大学の了承をいただける、そういった条件でないと、次の話、ステップに行かんわけです。ですから、その辺は私も今副市長が病院部長として今行っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 今市長が申された、私も先ほど申しましたように、やはり病院の院長初め医師の方々と相談して、そして今までお世話になったところの医局にも相談して、お知恵を拝借と、指導をいただくということが私は大事ということを先ほど申しましたが、今市長もそのように答弁をされました。

次に、3項の質問ですが、健全な運営が健全な医療につながることは当然のことでございますが、統合してもすぐによい結果になるとは限りません。メリットばかりではないわけですが、統合するにはマイナス面もございます。統合は将来的展望であると思っておりますが。

そこでお尋ねですが、病院建設当時に、精神病院に対する国の補助金、耐用年数39年に対する約9,000万円からの補助金があったように聞いておりますが、これは平成17年3月、病院法改正しております。そうすることで、築後6年間たっておるわけですね。あと残りの33年分の目的変更にかかる補助金の返済は発生しないのかどうか、私もこれ勉強不足ですから、お尋ねするわけでございます。

それからマイナス面をしてみますと、精神病院の廃止による医療収入が1億9,000万円ぐらゐの減になりますが、それに対する特別交付税、これが70床分来よるわけですね。これは73万1,000円の補助金で、交付税で、70床分で5,170万円がこれは減になるわけですが、先ほど言われた50床のうちに48床、2床残るから、もう一つの部屋が20床、22床を休止にするとと言われて、それは可能ですか。50床のうちに48床入れて、精神病棟は隔離せないかんとですよ。同じ部屋の中に2つ残ってるからといって、それは休止の数に私は入れられんと思えますね。それであとは20床はこれは当然休床だろうと、休床されるということに思っておりますけれどもですね、休床でもこれは交付税の3年間の経過処置があるわけです。

3年間は73万1,000円はあげますよと。しかし、その入院患者が無床だった場合は、3年間からもう先は打ち切られますからですね。それで3年間黙ってそれを休床の手当だけをもろうか、その先までやるかということになるわけです。私が間違っと思ったら訂正しますけれども、よう調べてみんですか。私、これは調べましたから。

そして、あとはこれは3年間、そしてかたばる病院統合による、現在支給されている不採算地区病院の運営に要する経費の特別交付金、許可病床48床について、82万円今来よるですね、これが3,900万円が減となるわけです。普通交付税はそのまま48床のままで参りますが。

とにかくかたばる病院の医療収益、現在のところは黒字でありますけれども、統合すれば機能的にもよくなると思っておりますが、精神病床の返済は、今言う補助金の返済は発生しないのか、それで精神病院の病床の20床の休止の件ですね、これは今申しましたとおりですが、3年間は経過措置がありますけれども、それからはありませんので、その分は含めて考えていただきたいと思っております。

それから、4項に入りますが、精神病床の廃止後の復活は不可能と皆さん言っておられましたので、先ほど今なかなか厳しいという市長、おっしゃいました。私もそれは現状にそぐわないと思って、企業団もそうでしたけれども、保健所で調べてみました。松尾さんという方と一緒に私も調べましたが、精神病床休止には、交付税の対象の、先ほど申しました経過措置の条文がありましたけれども、廃止の復活については、省令にも記載されておらんわけですね。そういうことで復活は可能であろうという説明でしたので、私も納得しております。

そういうことで復活が可能であれば、今までやむなく患者さんが転院されておりますけれども、家族の皆さんにこれは先では医師の対応とか皆さん方の希望が多かった場合は、これは経営形態が変わった場合に精神病院を置こうという場合は、理解をして希望も持っていただきたいというような説明も、私はこれは可能ならすべきというふうに思っております。

そして、またそういうことを、私可能なことを考慮しますと、企業団は県の企業団ですから、県知事も離島の医療には力を入れていると言われております。とにかく、知事との交渉が先でございますけれども、先ほど申されました、市長も私もこれ公文書は持っておりますが、とにかくあとは調整すると。これはあとの企業団の、何と言うんですかね、その人たちと協議をするということでございますので、その点また勉強していただきたいと思いますが、精神病床廃止後の復活の可能性は知っておられなかったですね。そしたら、もうそれは、私はそう思っております。確認しましたからもう1回確認してください。そして、家族にも可能性の期待と希望の説明。

以上でございますが、再度。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 起債の償還等々の詳細につきましては、お許しをいただいて病院課長にさせたいと、数字的なものはさせたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 左野病院管理課長。

〔病院管理課長（左野 健治君） 登壇〕

病院管理課長（左野 健治君） 精神科の補助金の件でございます。これにつきましては、建設時の平成15年、あわせて16年、補助金をいただいております。財産処分の承認基準によりまして、10年を経過していない場合の転用というふうに該当いたします。これにつきましては、やはり国庫返納が発生してくるというふうに思っております。当然すべての事業におきまして、用途変更外になりますので、国庫返納は該当金は来ると思います。

病院の耐用年数ですけど、39年ですから、現在6年、36年という形では、大体想定される額としては5,000万円程度はなるかと思っております。総額9,000万円ぐらいの補助を当時いただいております。

それと2点目の交付税の関係でございます。これにつきましては、病床の休床につきましては、特に御指摘のとおり、今でも交付税をいただいております。ただし廃止となれば、病床をお返しするような形になります。そうした場合につきましては、交付税につきましても当然その年度の3月31日現在で特別交付税については不交付となろうかと思えます。ただし、当然統合によっては負の部分になるともあります。基本部分の部分と不採算の部分のことについても不交付になることは可能性としてはあります。

以上でございます。

〔病院管理課長（左野 健治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 今左野課長から説明がございましたが、これは全く私が申し上げることと同じでございますけれども、休床については、今までどおりとおっしゃいますけれどもですね、今までは50床のうちの20床は休床だということの理解だと思っておりますが、今度は全くこっちがのうなって、1部屋だけの休床になるわけですが、これは経過処置で3年間もろって、その先はそのままでいいとですか。

もう一遍言いますが、今までは50床は営業だったわけですね。そして残りの20床は開かずの間であったわけです。それは休床として認められておったわけですがけれども、今度は50床の廃止になるわけですからね、転用ですから廃止になる。そうしたときに、その20床だけは精神病院としての休床として認められるわけですか。3年間は経過してても補助金をもらわれてもその先はもらわれんとですよ。それについて。

議長（牧永 護君） 左野病院管理課長。

〔病院管理課長（左野 健治君） 登壇〕

病院管理課長（左野 健治君） 今現在も20床の休床でございます。それにつきましても特段届け出等ではないわけですね。70床分をいただいております。ただ病院として20床を休床しておるというだけであって、何ら交付税の対象では、今も70床分をいただいております。（発言する者あり）はい。ですから、今後につきましても20床を確保するという考え方がまとまれば、20床分は来るわけですね。ただし、50床はもう返還という形になれば、要するに来ないと。（「それはもう返還じゃない」と呼ぶ者あり）はい。ですから20床が休床であるというのは病院の問題であって、特にそれが届け出を要するかということにはならない。そのように。（発言する者あり）その経過措置というのは、届け出の状態、3月31日で休床するかしないか、その状態によって3年の経過措置で交付税が来るかというのは、詳細のことについては、どの時点がどうなるかというのは現時点では御返答についてはちょっと御遠慮させていただきたい。

〔病院管理課長（左野 健治君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） あとはよく私も調べてますが、時間がありませんから次に移ります。

2項の消防関係でございますが、壱岐市消防団員の処遇についてでございますけれども、壱岐市消防団の活動については、市民の皆さんが認められておるとおりでございますが、日ごろから市民の貴重な財産と尊い生命と身体を災害から守っていただいております、島民にとっては不可欠な存在であります。去る5月1日に壱岐市消防団が第3回結団式が行われ、割石新団長を旗印に組織編成がなされまして、壱岐市消防団の活躍が期待されておりますが、壱岐合併から6年、2期が終わり、今回は3期目の組織編成であります。新しく法被も壱岐に統一され、組織も壱岐市消防団として誕生しております。壱岐市消防団の条例も平成23年3月11日に改正されておりますが、年ごとに団員数も減少しており、定数の条例の改正、報酬、出勤手当等の見直しが必要だっただけと思っておりますが、この点についてお尋ねいたしたいと思っておりますし、団員数の状況を見て調べてみますと、昭和48年の1,396人をピークに、平成元年が1,091人、平成23年3月31日現在で1,012人、結団式時点では972人です。現在の定数は1,105人であり、団員数より133人超過であります。団員数が多いほどありがたいわけですが、現状では仕方がありませんので、定数規定を少し余裕を持って1,000人ぐらいとされないものか、またそれに対する公務員災害保険退職金引当等は現定数で掛けておるので、その105人分が浮いてくる。それを団員の報酬手当等に充当されると思っておりますが、その報酬についても格差はあると思えますけど、都市部と離島は交際面から経費等も違った点も

ございます。条例でその最低基準があるのかどうか、他市との比較はどのようにされておるのか、お尋ねいたしたいと思っておりますし、そして定数及び報酬と出動手当の条例改正はどのように考えておられるのか、お尋ねいたしたいと思っております。

次に、2項目の消防団員の出動手当についても条例改正が必要でございますけれども、消防団員は風水害、行方不明者の搜索等にも団員の中で自分の生業がある中で、災害等には地域住民のため、いち早く駆けつけ活動をしていただいております、私はいつも感謝をいたしているところでございますけれども、団員の方たちは金を払って動く方でもなくて金をもらって行動する組織でもありません。災害の内容によりますが、ほとんどが自発的に行動されております。その出動手当は非常に少額であります。最低賃金から見ると、余り変わらんですね、1日ですよ。最低賃金が1時間ですから。それを現在の物価指標に匹敵しない、ここで公表しにくい金額であります、先ほどの定数見直しの100人分を保険等の支出で1人当たり約2万二、三千円払っておられると思っておりますが、それを100人分しますと、二百二、三十万円になるわけです。今の予算のままでいくと、それは浮いてまいります。その金額を報酬や手当、その他消防団の経費に充当されないものかと思っております。

予算の増額をしても、私は手当を増額しても、災害が少なければ私たちも市民も団員も本当に幸せでございます。財源不足で補正要求するよりも、後から補正要求するよりも、災害が少なくて手当の支払いが少なかった場合は、これは別の建設予算とは違いますから、不用額で私、運営されると思いますので、少しは値を上げていただいて、有効な予算計上をしていただきたい。出動手当、せめて今の1.5倍か2倍ぐらいが至当と私は思っておりますが、この点についてお尋ねいたしますが。

3項ですけど、私県議会に行きましたときに、平戸の議員が、平戸市の西川克己という議員さんが一般質問の中で、消防団員の確保について質問されました。その中で消防団員に対する税の優遇制度について、そしてまた消防団員に対するサポート事業として、いろいろなポイント制とかいろいろ質問がございましたが、それだけ消防団員は重要な危険な存在にあります。ひとつ、これはやっぱり他市と比較しても、少しいいところもありますけれども悪いところもあります。団長さんにしても、ここに1日1万7,000円ぐらいしか当たっただけですもんね。それでこれが吉岐市の団長ですから、やはり交際費も要りましょうし、皆さん方の連絡もありましょうし、意思統一、指揮命令もありましょうし、色々なお樽要員のところもでございます。そうしたことでこれもやっぱり見直す必要があるというふうに思っております。時間がございませんので答弁をお願いいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山議員の消防団員の処遇についての御質問でございます。各町の消防団員報酬をもとに合併調整会議を行いまして、調整結果を報告、提案して、平成16年3月1日施行の吉野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を基準として現在に至っておりますところでございます。おっしゃるように1,105名の定数でございますが、実際には972名ということでございます。これにつきましては、議員御指摘のように研究をしなければならないと思っております。

また消防団員の出勤手当の見直しでございますけれども、お調べのことと思っておりますけれども、県下では吉野市の消防団員の10倍以上の出勤手当があるところもございます。しかしながら、年俸で見えますと上から2番目ということでございます。年俸と出勤手当、そういったところも勘案をいたしまして、研究をしてみたいと思っておりますところでございます。

ちなみに、本年度は4,000名ということで出勤の回数4,000名ということで計上いたしておりますところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山繁議員。

議員（18番 市山 繁君） 手当もそういうふうに私も思っております。2番目とおっしゃったんですけれども、団員の手当は6番目ぐらいです。それで、これを消防団の家庭に行ってみますと、やれ皆すぐいつでも出勤されるように帽子と法被をぴしゃっとクリーニング出してかけてあります。そうしたことで家族もやはり消防団としての誇りと責任を感じておるということで、家族の協力なしでは消防団はできないわけでございますから、今後、まだ質問ありますけれども、そうした誇りと責任を持ってやっておられるということで、家族に対してもこのくらいではないように感じておりますので、その点、ひとつ見直していただきたいというふうに思っております。

太陽光発電については、これはもう時間がございませんから、後で、私はいつものことですが済みません、これで終わります。（笑声）

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時とします。

午前11時51分休憩

午後1時00分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、6番、町田正一議員の登壇をお願いします。

〔町田 正一議員 一般質問席 登壇〕

議員（6番 町田 正一君） 3月に引き続いて、今回の議会は原発と特養と市民病院改革の3つの質問が非常に集中しております。私も3月に一般質問しましたんで、もうそろそろ病院問題はいいじゃないかと言うたら、女房がですね、「どうしてもあなたがやらないかん」というふうに言われまして、今日も何かテレビを見とるそうなんです。（笑声）

今日3点質問しますけれども、基本的には壱岐の島内医療についての問題なんで、総括的に、2点だけ僕のちょっと意見を言って質問に入ります。

まず、ほかの自治体の病院のあり方がどうのこうのというのは、それは自治体によって医療環境が違いますから、ほかの自治体はこうだということを余り短絡的に壱岐に当てはめることはできないんですが、ただし、実は今度長崎市が長崎市立病院、ここも成人病センターと同じように、合併して1年後に独立行政法人化する協議会を立ち上げました。今議論の真っ最中ですよ。それから大村市立病院、ここも3年ほど前に民営化しました。それから、御存じのように、3月も言いましたけど、西海市立病院、ここも今年の4月1日から、ここは福医会というところに完全民営化、無償譲渡して、この福医会が今新しい病院を建設中であります。

それから、先ほど市山繁議員も言われましたけど、実は旧離島医療圏組合、今の長崎県病院企業団ですが、病院企業団に加盟している自治体病院がですね、じゃあ今どんな状況にあるかというと、例えば対馬、これは中対馬病院が平成26年に閉院になります。そして、今巖原病院との統合で新しい病院を建設する予定になっております。それから、さらに言えば、離島医療圏組合というか、長崎県病院企業団を構成しているのが9つあるんですが、壱岐、対馬、五島ですね。さらに同じように加盟している有川病院、ここは21年の11月にもう病院じゃなくなって診療所になりました。これも医師不足です。

それから、富江、それから奈留病院、ここも近い将来というか、早く診療、もう病院じゃなくて診療所にしなさいという答申を、病院企業団の構成する自治体同士でやっています。実は、長崎県病院企業団に加入したら、何かすぐお医者さんが来て、病院が自治体病院の経営がうまく行くとかいうのは、現実に病院企業団に加入している自治体がこのありさまなんです。だから、しかも先ほど市長答弁されたように、病院企業団に加入したら、まず公営企業法は全部適用です。公営企業法全適、要するに、もう自分たちの収入の中から支出を賄わなければいかんとです。ということは、今のドクターも看護師も、コ・メディカルも含めるスタッフ全員、これ全部給料下がります。

さらに言えば、僕は県がもちろん離島医療圏の医師派遣については、基本的には長崎県も大きな責任がもちろん持たないかんとです。ところが、今はもうそういう状況じゃないんです。もう

県もそれこそ派遣医師が送れない状況なんです。だから、こんなして病院企業団を構成する病院もその存立自体がもういつその病院だったところが診療所になったり、中対馬病院のように閉院になったりする状況になつととです。だから、安易な逃げ道みたいな形で病院企業団の加盟を、これを僕は検討してもらったら、正直言って困ると思つととです。

それからもう1点、この間、ずっと3月に僕が質問してから非常に市民の方の誤解が多いと思つたのは、民間病院になったら、市民病院が、例えば公設民営ですね、じゃあ民営にしたら、もうかることだけをやつて不採算のところはやらんのだと。これはですね、僕は今の吉岐市の開業医の先生に対して、本当に失礼な話だと思つています。今の開業医の、私の知ってる開業医の先生は、例えば今、もう市長御存じのように、今療養病床なんかは、これ全く利益が全く出ない。しかも労働だけ。夜中にでも起こされると、その先生も療養病床があるために夜中にでも起こされて診療してますけど、全く無報酬ということもないですけども、これからその収益なんか全く上がらんとです。それでもずっと民間の病院でも続けられととです。

それはですね、医者というのは僕は基本的に病人を治すことが基本的に医師の使命だと。医者というのは、ヒポクラテスの誓いというのを最初にやります。医師になる前にですね。それから、私がこの前テレビで見た適塾をつくつた緒方洪庵は、医者というのはまず病人を治すことにすべての全精力を打ち込めと。それ以外のことについていろいろ考える必要はないんだと。そんな崇高な使命を持ったお医者さんばかりと、僕はそこまで要求しませんけれども、少なくとも医師たるものは、医師たるものは、自分の目の前にある病人を放つたらかしのしてどうのこうのとか言うような暇はないんだと。医師たるものはすぐ病院の経営形態が今度は公設民営になったらおれたちはやめるとか、そんなことを言われとる先生もおるみたいですけども、本当に僕はこんなんで、少なくとも医者がですよ、目の前の患者を放つたらかしのしてこんなことがあつては絶対にいかんと思ついます。それで今から一般質問を行います。

で、1番ですね。市長これ、まず島内の3月に、僕は救急の島内の医療状況について、市長に質問しました。年間大体1,500件の救急患者があつて、そのうち市民病院が大体800件、光武病院が500件、残り200件ぐらいがそれ以外の医療機関だというふうに市長答えられました。昨日は実は3年前に市長の僕は選挙のときの応援で、朝、これは全く今も状況変わっていませんけども、朝、ジェットホイールに乗ると、もう半分ぐらい福岡の病院に通勤というのもおかしいですが、通院する人ばかりです。これは今の状況は全く変わってません。

で、一つは、この前も言いましたけども、国保が御存じのように、6億円近い基金があつたのが、今2億9,000万円になってます。これ今年使つたら、下手したら基金がゼロになります。これは僕はもう国保の、島内で大体6,000世帯、1万2,000人が加入している国保の維持、未収金も、もちろん金額も多いですから、未収金も3億円を超えるような状況です。国保の維持

を考えたら、国保がこんなに厳しくなったのは、一つはやっぱり島外の医療機関による高額医療費が非常に大きな負担にこの間なってきました。これを正直、上げざるを得ないんですが、上げても今の経済、島内の状況からしたら、それこそ未収金が増えるだけで、国保の抜本的な解決にはならないと。どうしても、できたらこれは市長3年前に言われたことなんですが、島外に出てくる患者さんたちが、島内の医療機関、市民病院なりほかの民間の医療機関にそのうちの半分でもそういうふうにそれを半分でも3分の1でも受診してくれたら、非常に、まあ財政がいいとかいうことだけじゃないですけども、それはありがたいんだと、それを目指す市長言われたんですが、じゃあ現在のまず、これ多分集計ができるのは国保の分だけだと思うんで、市民病院と民間病院の、この前は救急について聞きました。きょうは、受診者をちょっと市民病院、民間病院、それから島外受診者、もちろん多少の重複はあるのは当然わかりますから、そのまず一番最初に数字をこれ通告してますんで、教えてもらいたいと思います。

議長（牧永 護君） 町田議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 6番、町田正一議員の質問でございます。

まず1番目の島内の医療機関の受診状況についてでございますが、市民病院、民間病院、島外受診者数、国保基金の減少の大きな理由の一つが、島外受診者による高額医療の増加による国保分のみでよいのでその割合をとの御質問でございます。

平成22年度の国民健康保険分の医科、歯科、調剤を合計した医療費の費用額、いわゆる総医療費は36億970万円となっております。市内市外別の割合は、市内医療機関が67.0%、そのうち市民病院分は13.9%でございます。市外分が33%になっておりますが、その市外のうち福岡県内の医療機関の割合は26.9%、長崎県内の医療機関の割合は4.1%、福岡・長崎両県以外が2.0%となっております。これが33%の内訳でございます。

また、受診件数の割合を申し上げますと、市内の医療機関が89.6%、そのうち市民病院分は11.3%、市外が10.4%となっております。同じく市外のうち、この10.4%の内訳でございますけど、福岡県内が8.1%、長崎県内は1.2%、福岡・長崎両県以外が1.1%の割合となっております。

つまり、市外の受診率は件数では10.4%でございますけれども、医療費では33%を占めております。議員御指摘のように、入院を含むより高度な医療に関しては、一概には言えませんけれども、市外医療機関に頼らざるを得ない状況をあらわしているのだと推察されます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） こうやって数字を見ると、正直言って僕は本当に壱岐市の開業医

の先生が、非常に島内の医療のニーズにできるだけこたえられておるといのは非常によくわかります。それからもちろん島外に出ていく人は、基本的には島内の医療機関で処置できない人が非常に多いわけですから、当然高額医療にもなります。大体こうやって具体的に数字を見ると、後でちょっと病院改革のほうでも言いますから、ちょっとあわせて質問したいと思います。

2番目に、これも踏まえてですけども、市民病院の改革の方向性、これはさっき市山繁議員も実は言われました。幾つか選択肢がある中で、私はもう公設民営化にするしかない、ほかの自治体病院も方向性としては、もうそういう方向に行かざるを得んだらうと正直言って思っております。これはもうどこに行っても私も公言してますんですね、今さらこのあれを曲げるつもりはないんですけれども。ただし、もちろん私は市民病院が、ただ単に財政的に赤字だから公設民営化にしろと言ってるわけじゃないとです。

一つは、これは市民病院の赤字の責任は、実はこれは大きく当時の、ここまで言っているかどうかわかりませんが、今の形の市民病院をつくった人たちの責任です。今の市民病院の赤字の大きな原因は、建設費がこれ44億円近くあります。これで毎年償還金だけで2億3,000万円あります。これが医療収益の11%から12%になってますね。普通の自治体病院だったらこれが三、四%なんですよね。そしたら、いかに今の市民病院がこの壱岐市の医療ニーズに合わない巨大なものをつくったかということです。

もう一つは、そのために患者数を過大に見積もったんです。だから、人件費が異常に膨らみました。しかも、一般会計から、これ市長も御存じのとおり、年4億数千万円のレベルですと来てますけども、一般会計の繰入金、4億円とかいうたら、これは医療収益の21%近くになるんですが、これはほかの自治体病院が15%ぐらいに比べて異常に高いというか、市民病院が、図体が大きいためにそれを維持するために一般会計からも4億円以上の金をつぎ込まんといかんような形になっていっとるとです。これはほかの自治体病院が15%やけども、市民病院はこれだけでもう21から22%になります。ということは、壱岐の医療ニーズに対して市民病院が大きい過ぎたんです。これ今さら言うたってしょうがありませんけれども。

だから、赤字はこの構造的なものであって、これは僕はお医者さんの責任だとか、看護師の責任だとかそういうことは言う気はないとです。これは構造的に赤字なんだと。このままではどうにもならんのだ。これはどんな今の体制を幾ら維持していこうと思っても、これは無理なんです。今度は市長、病院改革の第一弾として、かたばる病院との統合も言われました。それは第一弾としては結構でしょう。でもかたばる病院は市民病院が引き受けたところでこの赤字の体質は全く変わらないとです。これはもう市長が幾らどんな試算をしても同じことなんです。

それでしかももう一つの問題は、いつも言うごと、医師の確保ができないと、これはもうほかの自治体病院、長崎県病院企業団に入ってるほかの自治体病院でも規模をどんどん縮小して、全

体の医師数も減っとなる中で、吉岐市に今さら吉岐市が手を挙げて、お医者さんをよこしてくれんやろうかと、吉岐市民病院が赤字になったと。今までは黒字じゃから全然相手にせんとして、五島とか対馬はそれぞれ拠出金出して離島医療圏をずっと維持してきたとです。医師の教育から何から。だから、過重な負担になってきた。これやったら吉岐が入るときは、これは絶対ですけども、じゃあ今まで私たちが負担してきた分の負担してくれと。加盟割合に応じて。それはもう絶対言われます。そして、だから病院事業団に入ったからといって、私は何の問題も解決するとは思いませんので、実は今日、今からがこの質問の中心なんですけど、病院なんで、僕は公設民営にすべきだとずっと言ってますけれども、ただしこの前、市民病院を考える会という人たちが二十五、六人ぐらいおられましたけど、校長先生出身とか各種団体の代表とか、そういう方たちがいっぱいおられたんですが、非常に誤解が多いと。

だから、公設民営化っちゅうのは、例えば一支国博物館だって、湯ノ本診療所だって、今度三島につくろうとしている僻地診療所も、基本的にはこれは恐らく公設民営になるでしょう。どんどんどんどんそういった形で、吉岐市でもずっとそういった形で公設民営でやっていってます。ただし医療機関ですから、市民の健康はもちろん絶対守らないかと。そしたら、その医療機関別に手を挙げる医療法人、僕はあると思ってますけども、手を挙げてくれる医療法人との間では、住民の医療機関であるがゆえに最低限の、例えばそれは乃村工藝社との間でも、湯ノ本診療所の間でもそういった契約は必ず結ぶわけですよ。その条件として、ちょっと僕は幾つか考えてみたんです。それであれば、市民の不安は解消されるだろうと思ってます。

それで、幾つか、これは市長にもう渡してますんで、本当はこれはいかんかもしれませんが、即答は多分できんと思って事前に渡してますんでですね。まず病院の土地建物はもちろん、公設民営なので吉岐市のものです、これは。それで病院の経営のみが今度募集ももちろん公募です。基本的に公募です。だから、前独法化の議論のときに、一部民間の医療機関との委託とか何とか言うて、私が持ってる怪文書の中にも実はこれずっと書いてます。市長、見られたかどうか知りませんが。某病院と某新聞社との結託みたいなやつをずっと書いて、私も大切に保存してありますけど。そういうことは言われんで済む。まず公募、きちんと公募せると。ただしもちろん財産は全部医療器具、土地、建物を含めてもちろん吉岐市のものです。

2番目には、やっぱり病院のあり方を検討する内部委員会みたいなんはきちんと必要だろうと。民間に公設民営だからと言って、民間の民営の経営者が好きなことをしていいというじゃないと。それは外部委員も含めた評議委員会をきちんとやっば立ち上げる必要があると。それが2番目です。

それから、3番目については、多分今おる病院の職員の方も多分見ておられているかもしれませんが、雇用については、現在の病院職員については原則として再雇用ですね。ただし、た

だしですよ、病院の収入に応じた賃金体系、これはもう当たり前だと思います。これは病院企業団にこの前加入すべきだとかというような秘密の話し合いがあったそうなんですけども、5月23日にですね。議員が2人出席して、そういう話し合いがあったと聞いてますが、そこでも病院事業団に加盟するとかというような話が出たんですが、これは病院事業団に加入しても、公営企業法の全適されないかんとということがどんなに厳しいことか、本当わかっておられるんかなと思ってですね、むしろ公設民営よりも病院事業団に加入して全適をされたほうが、これははるかに経営の厳しさが問われます。それはもう公営企業法の全適されるから、基本的に資金導入から何から、それは院長名で借りるかどうか、その判断まで攻められます。もう市が関与する事じゃなくなりますんでですね。もちろん社会的な適正な賃金体系はもちろん必要だろうと、再雇用の確約と、社会的に賃金体系はもちろんその中でできると。

中にはどうしても。「いや、おれはもう公務員じゃないと嫌だ」という人もおられるかもしれませんが。そういう人は僕はもう別途市が西海市立病院がなくなったときは、それをやられたんですね。どうしても私は民間に行くのは嫌だという人は、西海市が全部看護師職の人も雇いました。西海市の場合は、もう一般職で雇ったということでしたけども、まあ恐らく看護職ですから、あるいは例えば老人ホーム、それから保育園、今はもう0歳児保育なんか看護師が足りないから受け入れができないような状況なんです。どうしても公務員じゃないと私は嫌だという人はそういった面で雇用していただきたいと。

それから、病院経営は理事長ですね。公設民営になった場合は、病院経営の権限はもちろん人事権も含めて理事長が持つと。ただし当然医師の招集も含めて経営に対する責任は持ってもらうと。要するに医師の招集も含めて市がタッチしないと。

それから24時間、これさっき市長も言われた365日、いつでも救急患者受け入れると。それから問題の、この前から言われたんですが、結核病床とか産科病床とか、もう明らかに人口規模からして赤字になる不採算部門については、壱岐市の中核病院なんだから、その機能を果たす立場から赤字を理由に廃止することは許さない。そして、最後にその応募は一般公募すると、こういう最低限このくらい、6つか7つ言いましたけど、このくらいの条件をつけて応募してくれる医療法人との間で僕は契約を結んだらどうかと思っているわけですが、これに対する、もう市長、昨日実は私、ある人から、市長、昨日呼子議員に聞かれて、市長も次の再選の期すというふうに表示されて、今日新聞載ってましたけども、市長の答弁が選挙が近くなって余り何というんですかね、問題にならないような感じの答弁に終始しとるんじゃないかと。自分が言ったマニフェストを粛々とやってくれたら、市民はちゃんとそれを見るんだと言うて、これはすぐ近くのおばさんから言われました。市長さんに伝えとってくれと。市民は見とると。僕は、これはテレビは怖いなと思わしてね、僕もそんなこと考えたこともなかったんですけど、市長は何かそう

いうふうな答弁に終始しとるようにしか思えんと言われまして、それは市長に言うとしてくれということでした。これについてのひとつ答弁を、経営形態の変更も含めてですね。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田正一議員の御質問にお答えをいたします。

9項目、10項目ぐらいあったと思いますけれども、これは今町田議員がおっしゃった公設民営化をするとしたらという町田議員の主張が、主張といいますが、こういうふうにしたら、する場合はこうだということをおっしゃったと思います。私も先ほどから議員から、企業団はどうかという御提案をいただきました。昨日はまた違った方向の提案もいただいております。

そういう中で、市山議員の御質問にお答えいたしましたように、議会と私の考え方が一つの方向に進まねばいけないということでございます。そうしないと私はいけないと思っておりますし、またしかし、その中にも私ぜひ入れていただきまして、早い時期に方向性を出さなければいけないと思っております。

ここで町田議員が隣のおばちゃんから言われたことを私に伝えていただきまして、心は揺れておりますけれども、ここでもちろんさっき市山議員さんのお話の中で特別委員会もつくっていただけませんかということもお願いいたしました。その中で、やはり次の一歩を踏み出すためには大きな議論をしなければいけないと思っております。そして町田議員おっしゃるように、私は市民病院の職員のこと考えないけれども、それよりもっと考えなきゃいけないのは、市民の医療でございます。先ほど言われたヒポクラテスの誓いどおりの先生が今すべていらっしゃるのなら、いらっしゃると思いますが、私はこの経営形態を考えていく中で、やはり先生方にその御理解をいただく、そういうお話を。そして今派遣をいただいている先生方にもぜひ大学にお願いせよいかん。今のとにかくドクターの方々をそれ以上減らさないという方向でもって次のステップに臨みたいと思っております。そういった意味で私は改革につきましては、今ここでどちらとは申しませんが、早い時期に現状を打破する決断をいたしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） それは市長の立場、別に僕はわからんわけじゃないとです。十分過ぎるほどわかります。例えばさっき市山議員が言われた、現在市民病院に派遣している医療局との話し合いも必要になります。それから現に今働いていただいている先生たちの話し合いも必要になります。それからもちろん労働組合の職労の人たちの話し合いも当然必要でしょう。ただし、やっぱり一番大事なんは何かちゅたらですね、さっき今市長がいみじくも言われたとおりなんですよ。公務員の身分なんかよりも、市民の医療のほうが大切なんです。それさえ市長が忘れ

んかったら、僕はそんなに困難があるとは正直言って思っていないとです。

それはいろいろ言われるでしょう。この件に関しては、これこそ自治体の首長がリコールで首飛ぶようなこともあるわけですから、現実にはね。僕はでも、もう、市長あと任期が10カ月ですよ。これいつ方向性をきちんと出そうと思われととですか。少なくとも、もうここまで来たら、もう市長も逃げるわけにはいかんと思ってますから、そのおつもりもないと。ただし、僕もその手続的にまだ進めないかんことがあるというのも非常によくわかります。だから、それについては、時間的な部分は私もそれはここで結論を出せと言いたいですけども、それはあえてちょっと控えますけども、先ほどの条件で、僕が出した条件で、公設民営の方向に論議を進めたいと。

だってほかの選択肢が何かあるのかと私は言いたいとですよ、ほかの選択肢が。独法化はもう市長、ないと言われました。ですね。病院事業の中だけ病院事業なら加盟というのは、僕が今言ったとおりです。何にもならんとです。医師が来るわけでもないとです。公営企業の全適もされないかん。ただ単に病院におる人たちが公務員であるちゅうだけです。公務員の身分であるちゅうだけのことです。給料も下がります。

そして後何が残るととですかね。民間売却ですよ。民間売却ちゅうたけんで、それは徳洲会なんかとか西海みたいに福医会がやりましたけども。でも、民間売却は基本的にまだ吉岐の現状からとか島民の理解からしたら、それはやっぱり理解が得られません。それだったら、この条件で応募してくれる島内の医療法人の方に一般的に公募してもらって、僕は極端に言えば、今市民病院におる先生たちが医療法人をつくって、その先生たちは応募してくれても僕は正直言っていいと思ってます。この条件を飲んでくれる医療法人があれば、僕はあると思ってますけれども。それこそできたら島内の医療の開業もほとんどさっき見たように8割、9割の島内用ニーズを賄っているとは開業医の先生たちですよ。だから、この先生たちにこの条件でやってくれないかと市長がここで方向性出せば、必ず応募していただけると私は思ってます。できたら複数ぐらいあって、おれに任せてくれんかとかいう先生たちが、法人が複数出てくれたら、さらにありがたいと私は思ってますけども。

市長、任期まであと10カ月です。二百八十何日とさっき言われましたけども。これ市長、いつ結論出されますか。改革委員会はさっき議会と足並みをそろえたいと言われましたけど、それは議員もいろいろです、正直言って。

それはですね、さっき言ったような裏でこそそそする議員もおれば、わけのわからん怪文書に加担する議員もおるし、私はもう名前知ってますけど、あれはもう言いませんけどもね。そんな議会の全員の同意なんかとりつけられませんよ。それは市長がぱっと方針決めて賛成する議員が、例えば市長が出した分について議会が否決したと。議会がもし否決したらですよ、あとはそれは

もうすべて議会の責任です。それはそうですよ。市長が出した、おれはもうこれがいいと思って出したんだと。でも議会はこれを否決したということになれば、あとはもう議会の責任です。その後、市民病院がへったくれの赤字がどうか言う資格もないとです、議会は。もう僕はそんな市長が出した方針とか公設民営化の意思がもし出されて、この条件で出されて否決するような議会だったら、僕はすぐ議員を辞職したいと思います。（笑声）もうそこまで、後任期がないんで、僕は市長に方向性だけは示してもらいたいと。任期中にこの分についてはやると。しかもここまで私、条件、こんな緩い条件というか、ここまで市民の医療を見据えたところで条件出してます。その後の、公務員の身分がどうかのこのというのは、その後についてくることです。その後に僕が自分で話せば幾らでも方策はあると思ってます。

西海市もやったんです。長崎ももうやりよるとです。もうそれこそ、もうそれはほかの自治体病院はそれこそ全国的に、それはもうそうですよ、全国自治体病院は。今年も、まあ別に赤字だからというわけではないですけど、今年も一般会計1億6,000万円の赤字、累積では20億円以上の累積赤字になってます。市民から本当に信頼される市民病院であれば、多少の赤字は恐らくだれも文句言わないですよ。僕が去年3月に質問してから、僕もう何言われよるとやろうかと思っぴくびくしながらあっちこっち回ったら、結構むしろ批判される方よりも市民病院の接遇も含めて、個別のことはいいですけどね、僕は言いませんけども、接遇も含めて、むしろ激励される市民のほうが圧倒的に多かったです。僕は市民の人はそうっておられると思いますよ。だから、僕は市長にもう決断すべきだと。もうこんな議論をいつまでしよるとかと。どっかで方向性出したらですね、僕は独法化も反対。ただし公設民営でやる場合は最低限私が、これ考えましたけども、この条件をつけて、これで応募してくれんかと。

その場合には、さっきも言ったように、今の先生たちとの、今先生たちは、こんなの独法化するんだったらやめると私は思いませんけれども、医師とはそういうもんじゃないと。私はさっき言ったようにヒポクラテスの誓いをした先生であり、僕は適塾を開いた緒方洪庵の医者とはこういうもんだというのを読んで、医者とはやっぱり少なくとも目の前にある患者を放ったらかしにしてそういうことはされないと私は思ってます。

だから、市長にも早急にやっぱりそれは職労との話し合いも必要でしょう。今おる先生たちとの話し合いも必要です。病院医局との話し合いも必要です。その時間は別に僕は構いません、それは。ただし方向性だけは自分の希望としてはこういうことで行きたいと。ただし時間はかかるから、交渉でもう少し今の先生たちと話した中でやりたいと。市長は1回独法をやるっちゅうて言われたとですよ、失敗しましたけども。（「はい」と呼ぶ者あり）それは別に何も私の方向はこうだというのは別に言うのは、私は別に何の違和感も何も持っておりませんけども。

今巷では白川と町田が組んで、市民病院を民間に売り飛ばそうとしているちゅう、そういうう

わさを朝から晩まで言うて周りよる人がおります。非常に不愉快極まりない話で、それに加担する議員もおりますから、あんまり大きなことを言うと、また何やかやまた私も批判されますけど、あれですけども。僕は方向性は、この場で言えとは言いません、市長。いつごろまで、9月議会までには出したいとか、12月までには出したいとか、その前にちゃんと医局に行って準備をするとか、そのぐらいのことは僕は言ってもいいと思いますけど。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田議員の御質問にお答えしますが、まず民間に売却するというか、例えば何とか会とかいう島外に、いわゆる公設民営じゃなくて民営化するという、これは絶対いたしません。

次に、もし民営化するとした場合は云々という町田議員のあの条項というのは、これは最低限だと思っております。最低限、それだけは守っていただかないかん。じゃあ、そういう民営化、公設民営ではなくて、その前にこの提案はほかの議案と違まして、否決されたら議会のせいいたいと、そういうわけにはいかんわけです。これは壱岐市の市民病院をこれ死守せないかんわけですから、これは責任が議会にあるとか市長にあるとか、そういった問題ではない、これはもう議員も御承知のとおりでございます。

そこで私は、早速病院、それから職員組合、そして議員の皆様方と協議に入りたいと思います。これは閉会后、直ちに入りたいと思っております。そして、何月議会とは申しませんが、少なくとも任期中には方針を出します。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 町田正一議員。

議員（6番 町田 正一君） 市長が任期当初から実はこういう質問をずっと僕もすれば今はよかったなと、最初に市長になられたときから、こういうふうな質問をすればよかったろうと正直言って今後悔してます。もっと早く市長にこれば聞けば、市長の結論ももう少し早うなったんじゃないかと思ってますけれども、ここまで来たら、多分もう市長の今の答弁が僕もそれは精いっぱいだと思います。だから早急に医局と、それから今ある病院の先生と、それからコ・メディカルも含む病院スタッフ人たちとぜひ胸襟を開いて話し合ってもらいたい。議員は好きなことばかり言うけども、現実にやるのはおれだといってから多分市長は思われていると思いますけれども、何なら私がいつでも行って、私はいつでも参加しますんで、後もうちょっと時間がないんで、ちょっとバランスを考えて、最後の質問なんです。実は私はもう昭和61年から塾をやっているんですが、今実は市民病院の看護師に何名とか言うたらあれですけども、実は複数名、私の塾の卒業生がおります。何人かは僕は積極的に声かけて帰ってこいと言うてこっち帰らした子もあり

ます。

実はこの前その子と会ったんですよね。年齢は20代前半ですね、二十四、五。手取りで給料は幾らやって、市民病院の看護師ですよ。後で身元調査とかしてはいけませんよ。手取りで16万円から17万円だと言うんですよ。しかも市民病院は夜勤手当がないと。その子は、その子なんかすぐわかると思うんで、あんまり聞かんようにしとってくださいよ。まだほかの市で一番大きな民間病院におったんです。この子は、そのときは手取りは私は27万円から28万円もらいよったちゅうんですよ。これ市長、こんなんでも今の職員のこれ医療、看護師の給与体系が、これ公務員の悪しき慣習を昔から引きずって年功序列ですよ。毎年毎年少しずつ上がっていく。公務員として身分は保障されるかわりに、若いときは非常に給料が低い。ところがこれが40代、50代になると、市内の看護師との給料格差が恐らく2倍から3倍になります。私が調べたところでも民間で働いておる看護師さんと比べても、基本的にこんな給料体系のままで本当に若い看護師さんたちが一所懸命今吉岐市も奨学金充実に努めてますけど、本当に来るのかどうか。

その子は正直いって転職を考えてます。それはもう夜勤手当はない、手取り十六、七万円では、私は、それはそうですよ。福岡なり長崎だの行ったら、手取り二十七、八万円の民間の病院なんか幾らでもあるんです。しかも、看護師、これ言ったらちょっと女性差別みたいに聞こえるかもしれませんが、そうじゃなくて、男性の場合だったら我慢してどんどんどんどん40、50、死ぬまで公務員でおるちゅうのもできますけど、基本的に女性ですから、ある年齢が来たらやっぱ結婚したり、あるいは別に旦那、御主人の転勤とかでかわったりします。それはやっぱり目先の給料にということもないですけども、最低限やっぱそのくらい考えると当たり前だと思うんですよね。

だから、僕は皆さんたちみたいに事務職については、それについても僕は不満ですけど、言いたいことは山ほどありますけども、それは置いて、少なくともまず第一段階として、専門職、特にこの看護師の給料体系については、こういうふうな形じゃなくて、これ離島医療、長崎県病院企業団入ったら、給料はこんなんありますよ。下が上がって、上が下げられるというような形になると思いますけども。これを給料表を下の方にはもう少し上げて、上のほうをもう少し抑えるというような形に、少なくとも専門職である能力給というのは、そうあるべきだと私は思います。

そしてもし給料の大幅なアップがあるとしたら、それは役職加算ですよ。役職についた場合、江戸時代の足高の制というのが教育長知ってると思いますけどね、足高の制というのが江戸時代ありまして、それと同じような形にすべきです。

それから2番目に、時間がありませんけど、特養ホーム、長期臨時職員のもですね。これ前から厚生委員会でもずっとこれが問題にしてきました。余りにもひどい。私は市長は現場知らんかも

しれんけど実はこういう話を聞きました。

ある長期臨時職員が、私は休もうと思ったら、休みをとろうと思ったら、順番があるらしいですね。これは実は特養じゃなくて、幼稚園か保育園だと思いますけど、私が休もうと思ったら、正規の職員の人たちがまず休みを決めると。そしたら、その人に合わせて私の休みが決まる。その下の臨時職員は私と嘱託の人の休みが決まった後、その人の休みが決まると。だから、私が休みを最初に言うとしても、後で正規の職員が、「いや、その日は私が休む」と言われたら、私の休みは変更せざるを得ない。この、吉崎市自体がこういう長期臨時職員とかいうような役職は僕つけとること自体は反対なんですけども、この前まず第一段階ちゅうて、この長期臨時職員の報酬改定はなされたのかどうか、特に資格を持っておる特養ホーム等の老人ホームもそうですけど、資格を持ってる長期臨時職員の報酬改定は、これは前も僕たしか1年ぐらい前にも質問しました。そのとき市長、それはちょっと検討、前向きに検討させていただきたいというふうに答弁いただいています。その後どうなったか私も聞いてませんので、ちょっとお答えを。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 町田正一議員の専門職の給料は是正すべきだという御意見についてお答えいたします。

今のいわゆる一部適用、公務員の給料表を使っています。ですから、今の給料表を変えるということではできないというのが現実でございます。そこで、先ほど御指摘がありましたように、役職手当、あるいは夜勤手当、夜勤手当が18年7月になくなっております。本俸、先ほどおっしゃった大きな民間病院は別かもしれませんけれども、普通の民間病院については、余り基本給は変わりません。ただ夜勤手当が3万5,000円とか4万円とか、そういったところでございまして、以前ありました、例えば4時間以上2,200円、2時間以上4時間なら2,000円、あるいは2時間なら1,600円といったような夜勤手当がなくなっておりますのでございます。

ご存じのように医師については、若い医師は調整手当だとかいって、本俸との差を調整しとるわけでございますけれども、この看護師についてはそれはないということでございます。

それともう一つは、年配者の方が高いというのは、これにつきましては、先ほど議員御指摘のように、標準職務表の見直しといたしますか、標準職務表を適用するということで今組合に提示をいたしておるところでございます。

それから、特養ホームの長期臨時職員の報酬改定でございますけれども、21年度から各種臨時雇賃金に基準を設けておりまして、現在、看護職につきましては、勤務年数に応じまして2年経過ごとにアップをしておるところでございまして、現在の一例を申しますと、日当で950円ぐらい、一番最初の人、高い、1日当たりの950円が高いような設定をなさっている方もおら

れるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（6番 町田 正一君） 時間ですので終わります。

〔町田 正一議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、町田正一議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩いたします。再開を14時とします。

午後1時51分休憩

.....
午後2時00分再開

議長（牧永 護君） 引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、5番、深見義輝議員の登壇をお願いします。

〔深見 義輝議員 一般質問席 登壇〕

議員（5番 深見 義輝君） それでは通告書に従い、大きく2点について質問いたしますので、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

まず1点目ですけれども、将来的な行財政改革についてですが、このことについては前回も一般質問いたしました。今回は違う方向から質問したいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

合併以降、国が定める構造改革に基づく地方分権政策等で新たな施政のあり方について、常に市民のニーズに考慮した中で効率的な行財政運営に努められてこられたと思っております。前市長のときに、平成17年改革推進委員会の最終答申が出され、平成18年3月に平成21年度までの5カ年の行財政改革実施計画書の第1次改定が行われ、行財政のスリム化が進められてきたと考えております。2代目白川市長が就任後、さらに行財政の効果的な縮減を図るために、壱岐市行財政改革実施計画、いわば集中改革プランですけれども、第2次が改定され、市長の在任期間において壱岐市行財政改革大綱の推進施策にならい、116項目を掲げ、平成23年度までの具体的な取り組みを提示されましたが、その中で特に事務事業の整理合理化、公共施設の適切な設置運営、組織機能の整備、人事システムの確立、補助金等の整理合理化、この5項目が改革に向けた大きなテーマであったのではなからうかと考えております。

平成22年度までの行財政改革の実施に向けた成果と、市長の任期の最終年度、今年度ですけれども、仕上げとして改革の実施に向け、どのように取り組まれたかお伺ひいたします。

また、将来的に予測のつかない経済情勢の中、今回の東日本大震災と予期せぬ状況下の中で、壱岐市の収入はほとんどが交付金で賄っており、国の財政状況の好転の兆しは見込まれず、たし

か平成26年度からは新たな削減された地方交付税の算定が迫ってくると考えております。

今後さらに緊迫することが予測される財源で、今以上の経常経費の削減を図らなければならぬと思いますが、今後、健全化にどのように取り組まれていかれるのか、そしてきのうの同僚議員の質問の中で、現白川市長も2期目を目指しておられるという言葉がありましたものですから、今後の課題と本腰を入れた市長の取り組みについて、あわせてお伺いできればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（牧永 護君） 深見議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 5番、深見義輝議員の御質問にお答えをいたします。

将来的な行財政改革について、平成21年3月に策定された壱岐市行財政改革実施計画、いわゆる集中改革プランが平成23年度まで市長の在任期間における取り組みで改定がなされたけれども、これまでの成果、最終年度、本年度の実施に向けた取り組み、また今後の課題についてということでございます。行財政改革につきましては、自治体にとって永遠のテーマでございまして、各自治体もさまざまな取り組みがなされていることは御承知のとおりであります。議員もお話しのとおり、壱岐市行財政改革実施計画につきましては、私の市長在任期間内でのその成果を示すために、本年度は最終年となる平成23年度までの計画を策定いたしまして、鋭意取り組んでいるところでございます。

具体的に申し上げますと、まずサービス向上のための事務事業の見直しにつきましては、事務事業の整理合理化として政策評価の推進を行っているところでございます。平成22年度においては、408の事務事業の査定を行い、縮小1、統合4、見直し43、休止・廃止が4、事業の終了が32、その他は現状維持261、拡大17等ございまして、これらの結果に基づき予算に反映させているところでございます。

また公共施設の適切な設置・運営の中で指定管理者制度の活用に取り組んでおりまして、目標数値、指定管理制度は目標15でございましたけれども、現在19の施設について指定管理者制度を導入しております。また保育所等の民間委託につきましては、平成23年度までに研究を行うことといたしておりますが、幼保連携を推進すべく、子供家庭課の新設をこのたび行ったところでありまして、この中でさらに研究し、方向性について示してまいりたいと考えております。

次に、時代のニーズに即応した組織、機構の見直しでございますけれども、組織・機構の整備につきましては、これまで課の統廃合を進め、限られた職員数でより効果的な行政運営に努めてまいりましたけれども、本年度から部制を開始しております。状況を見極めながら支所、事務所機能のあり方について、さらに見直しを進めていきたいと考えております。私は、さきの議会の折、申し上げましたとおり、現在の分庁方式も、現在の財政状況等を考慮いたしますと致し方な

いと考える一方、新たに1カ所で機能する本庁舎の必要性を強く感じておりまして、これが究極の行財政改革につながるものと考えているところでございます。これについては今後よく検討してまいりたいと考えております。

次に、定員管理の適正化、適切な人事配置と人事管理でございますけれども、これまでも適切な人事配置に努めてきたところでございます。また定員の適正化につきましては、第2次定員適正化計画に基づいて平成24年4月1日までに、平成17年4月1日職員数654人から554人、100人減を目標に現在進めておりますけれども、平成23年4月1日現在におきまして、職員数562名でございます。92人の減となっており、今後職員採用等調整を図りながら目標達成に向けて取り組んでまいります。

また計画的・効率的な行政運営と職員の能力開発におきましては、目標管理制度の導入を行っておりまして、管理職全員が行動目標を提出し、課長と課員におきまして、目標、そして達成状況等発表しております。部長等の行動目標、達成状況につきましては、ホームページに掲載しておりますのでご覧いただければと思います。この制度につきましては、将来の人事評価制度の導入を見据えたものでございまして、今後も研究してまいりたいと考えております。

また財政の適切かつ健全な運営につきましては、総人件費の抑制を初め、無駄遣いストップの推進等目標に沿って鋭意進めているところでございます。また補助金等の整理合理化につきましては、さきに申し上げました政策評価を初め、補助事業の収支状況等を精査・チェックし、補助金の削減を含め、適正化に努めているところでございます。平成23年度までの目標金額19億円といたしておりますけれども、平成22年度において既に19億3,000万円となっておりますところでございます。

このほかにも目標達成に向けて取り組んでいるところでございますが、今後の課題としては、やはり普通交付税の合併算定がえが合併から11年目となる平成26年度から段階的に縮減され、平成31年度からは合併算定がえが終了いたします。本来の吉岐市の普通交付税となりますことから、これらにつきましては、平成22年度算定について、約20億円もの額が減額される見込みとなっております。非常に厳しい状況にございます。

さらに今回の東日本大震災により、普通交付税の原資となる所得税の収入が落ち込むこととあわせ、多くの額が東北地方に配分されることが予想され、依存財源に頼る本市といたしましては、このような状況が大変憂慮しているところでございます。今後この動向を注視するとともに、これまで実施してまいりました行財政改革の個別事項はもちろん、公債費の繰上償還の実施等財政の健全化に向け取り組んでまいりますので、市民皆様、議員各位の御協力をお願い申し上げる次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 市長も行財政改革について、随時無駄遣いストップ本部などを立ち上げられ、努められていることはもう重々私たちにもわかっております。ただ先ほども言いましたように、平成26年度からに向けてのやっぱり新たな交付税措置に向けて、早急にやはりスピード化することが今一番の課題ではなかろうかと思っております。

その中で、私が言うまでもなく、財政の健全化は壱岐市の予算が先ほども言いましたように4割ほどが事務的経費だと思っております。その節減が一番今後に向けての取り組むところだと思っておりますけれども、やはり壱岐においては、さまざまな産業分野が多いという島の特性で、事務事業が多様化するという事は考えられますが、少しでも指定管理者を含めたような民間に任せる、それをもっとやはり特に今民間と共有するような施設があります。そういうものは民間にさせていただく。そしてできるだけ行政の運営の中でスリムになるような形をとっていただきたいと考えております。

例えば、各地区出張所、出張所じゃ今ありませんね、事務所があるんですね。で、業務内容はほとんど証明書の発行か出納業務ぐらいだと思っております。また中央公民館等のそういった貸し借りもされておるとは思いますけども、そういったものはもう以前にも質問があったとか思いますけども、ある程度民間に移譲できないものであろうか。特に金融機関を有する、そういった専門的にお願いして、その辺を縮小していけば大分違うのではないかと考えておりますけども、これをやるにしても、どうしても住民皆さんの理解が一番必要となるとは考えております。

その中で、本年度からケーブルテレビも開設しましたことだし、できるだけ情報を流してやるということで、市民のより身近な感じにしていけば市民の理解も求めていけるのではないかと考えておりますので、その辺に関しまして市長、何かありましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 施設の整理合理化というのは、もうずっと進めてきておるわけでございまして、今議員御指摘の施設等々指定管理、あるいは移譲というのはなかなかその機能を含めて考えないといけませんけれども、指定管理等を進めていきたい。そしてなるべく市の持ち出しがないように、少ないようにいたしたいと思っている次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） それと、さっきの5項目の中でありました適切な組織機能という中で、人事システムのあり方、合併後、職員の不祥事等も多いという中で、やはり一定の職員間で職務に対する緊張感が薄いのではないかというような感じを持っております。多くの中から選

ばれて採用したんですから、ぜひとも誇りと使命感で職務に遂行していただきたい。そのような職場環境をつくるのが行政にとっても必要ではなかろうかと考えておりますし、職員の資質、専門的資質の向上の育成のためにも、たしか壱岐市人材育成計画があったと思いますけども、その効果を知るためにもぜひとも人事評価制度を実施していただいて、職員間で互いに評価することで資質の高揚を図ることができれば、今後に向けた行財政改革の中の一つの取り組みにはなるうかと考えております。

適切な職員の育成と配置及び管理に対しては、前回の機構改革の中で市長が掲げました人事部門の特別室、そういった、私としてはああいう体制が必要じゃなかろうかと思っておりましたが、特別室でなく人事課として、次期にもそういった機構改革を考えていられないのか、その辺市長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 職員の度重なる不祥事につきましては、本当に申しわけないと思っている次第でございます。これまで職員につきましては、研修会等を通じまして自己啓発等々を図るように促しておるわけでございます。現在、管理職につきましては、行動目標を掲げて、それを中間報告、あるいは最終報告という形で評価をしておるわけでございますけれども、一般職員につきましては、よっぽど人事評価まで至っていないのが実情でございます。

いずれにいたしましても、先ほど申されますように、職員の人材育成というのは今からやはり人を育てるとというのが壱岐市の発展につながるわけでございますから、まず職員から人材を養成していかなければいけないと思っている次第でございます。この職員の資質向上のためにいろいろ方策を講じてまいりたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 次に、先ほどの項目の中にありました補助金についてですけども、いつも私は補助金よろしくお願ひしますと言う立場ですけども、今回少し変えまして、市民の理解と産業の活性化を図るためには、ある一定の補助金は必要だとは考えております。しかし、その財源がほとんどが市の単独予算で、たしか平成21年度の補助金が大体14億円ぐらいですかね。そのうちに大体10億円ぐらいが市の単独の補助金だと思っておりますが。地域産業の振興とコミュニティ行政を振興させるためには一定の補助金はやはり必要ですけども、今後その特性を再度検証し、適切な執行をされていかなければ、かなり厳しくなるのではないかと考えておりますが、市長はその辺をどのようにお考えだろうかと思っております。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 補助金にはいろいろな種類があると思いますけども、例えばハード的な事業の補助金とかいったもの、それについては当然のごとくその事業が終われば終了するわけでございますけれども、例えば市が独自で出しております団体への補助金とかいろんなソフト事業に対する補助金がございます。そういったものは今までずっと一度補助金をつけますと、毎年ずっとついてきた、来ていたという状況がございます。やはり補助金をつければ年限を切って、その目標を達成する年限を切って、その目標が達成できれば、また新たな補助金に変えると。いわゆるスクラップ・アンド・ビルドの考え方で補助金はつけていかなばいけんと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 本当はですね、冒頭に言いますように、平成26年度からの新しい交付税措置に向けて、今以上に削減に向けた取り組みが必要だと私自身も思っておりますし、合併後4年間は4町間の調整その他等で非常に厳しい面もあったらうかとは考えております。しかし、国策の転換により、行政改革は将来の壱岐市を考えると、市長は常に考えられておると思しますので、なかなか気を休める時間がないではなからうかと思っております。

しかし、一刻一刻変動する情勢の中で、市民は白川市長を信頼し、目を開いています。ぜひとも市民の負託にこたえられるよう、市長が常に言われるようにさらなるスピード感をもって行財政のスリム化に努めていただきたいと思います。

冒頭に市長が言われましたように、さらなるスリム化については、一番ネックになるのは今現在の分庁方式だと思っておりますし、市長もそのように考えられると感じております。やはりこれはもう早くテーブルに上げて論議していかなければ、26年度までにはもう間に合わないと思しますので、私としては次期市長選はそれが争点になるのではと考えておりますが、市長は声をいつ上げられるのが、その辺ちょっとお聞かせ願います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本庁舎を一つということでございます。これは例えば建設するのか、既存の建物を利用するのか、そういったこともございます。いつまでということではなくて、やはり早い時期に皆様方と御相談をしなければいけないと思っておるところでございます。合併協定書のこともございます。そういったもろもろのことを考慮いたしまして、なるべく早く協議をしたいと思っておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 先ほどの町田正一議員の病院と一緒にだと思うんですね、正直な話。これを先に進めんことには次の行財政改革はないと私は思うとですね。で、身近なところである人とお話ししたんですけども、もうその争点に来てるなという人もおられました。それは合併してお互いの地域のいろんな関係もあったということは、その人も言われましたけれども、もう今はそういう時ではないということで、やはり旧町4町がどういう特性を活かして今後進めていくか、それと一緒にやはり庁舎一本を今後考えていかなければならないではないかという人もおられました。今後はもう恐らくそうしていかなければ、まず事務的経費の削減が一番だと思っております。やはり建設事業費あたりは、ある一定の費用を出さなければ地域は衰退しますので、その辺はある一定の施設はしょうがないと思っておりますけども、一番詰めなきやいけないのは、やはりそういった庁舎を基本にしたところの中の組織の機構改革だと思っておりますので、できれば市長、先ほどの病院と一緒に本年度じゅうに一つの方向性を持っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この問題につきましては、性急にお話をするということは少し無理だと思っております。少なくとも私の任期中にこのお話をあげるということはないと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 大変難しい問題とは思っておりますけども、恐らく次期市長選にはここは争点になってくると思っておりますので、ひとつ市長も次期出馬を予定されるならば、ひとつの方向性をもって沓岐市のために取り組んでいただければと思っております。

それと最後にですけども最後じゃございません、この質問の最後ですけども、集中プランの中で公表という項目があると思っておりますが、成果を今後どのような形で公表されていくか。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 一義的にはホームページ等でと考えておりますけれども、重要なものにつきましてはケーブルテレビ等も利用したいと思っておりますのでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 一応集中改革プランの中では公表として沓岐市行政改革推進委員会等によるチェックを行い、その結果について市民に公表するとなっておりますが、その辺、行政改

革推進委員会がまだ継続して行われているものだろうか、その辺をちょっとお聞きしたいですけども。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 継続して行っているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） できればその中で庁舎1本のことについても今後の行財政改革の中の一つの争点になると思いますので、御協議いただければと思いますのでよろしく願いいたします。

次に、2番目の質問ですけども、魅力ある島づくりとして、やはり観光と農水産業に関してですが、この2つは吉岐の経済を活性化するためには欠かせないことだと考えております。たまたま5月の連休に私の知人が初めて吉岐に観光を兼ねて訪れられ、吉岐のすばらしい自然と海の透明度に感動されていました。博物館などを見学されたそうで、吉岐の歴史と文化がつぶさにわかったということで非常にすばらしい博物館だと言って帰られていました。

それともう一人ですけども、イルカパークに行かれたそうです。周りの環境とマッチした中ですばらしいイルカパークであったと言っておられましたが、一言もって吉岐の島の特性に合った形で活かさればということで惜しいなと言われていました。他地域に行けば、海の中でイルカと遊ぶと、そういうところがあるんですね。せっかく島の特性を活かして、そういったことができればもっとすばらしくなるのではないかと行って帰られてました。

言いますように、自然環境を活用すれば、癒しの島としてもっと魅力のある観光地になるのではないかとということで、島内にはいまだ表に出ないようなすばらしい観光スポットがまだ十分あると思います。近年、吉岐市の観光客の低迷の中、新たな観光地を見出すことでまた一味違うような効果があるのではないかと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それともう1点は、農水産業の件ですけども、農水産物が吉岐には多くの特性豊かな産物があります。市長もいろんな会合の折にさまざまところで宣伝されていると思いますし、そのアピールは十分できているとは思いますが、非常に農家、水産業にとっては現在の経済的低迷の中で農水産物の価格の販売に対して、非常に伸び悩みを感じております。そういった中で私たち生産者にとっては厳しく、離島のハンデという中では新たな販売戦略により、第一次産業の高揚により経済産業に喝を入れるのではなかろうかということで、一つ提案ですけども、市がブランド品として推奨することによって、ちょっとしたマークでもいいですし、それが消費者の方にわかる形でできれば、やはり官民挙げた吉岐の産物だなということで、信頼できる中で皆さんに

届くのではなからうかと思っておりますので、そういったものはできないものだろうか、そして観光では新しいスポットの見直しはできないものか、その2点について市長にお伺いいたします。
議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 深見議員の2番目の質問で、魅力ある島づくりということでございまして、この魅力ある島づくりには観光の面と農水産物のブランド化があるということでございまして、まず観光の面のお答えでございます。

本市におきましては一支国博物館、長崎県埋蔵文化財センターの開館を契機といたしまして、これまでの自然系観光に文化系観光を加えて壱岐の新たなイメージの浸透を図るため、マスコミ等を活用しながら継続した情報発信と観光地づくりに取り組んでいるところでございます。このような中にありまして、現在の観光地には地域固有の資源を活かして他の地域にない魅力を情報発信し、観光客の多様なニーズに対応できることが求められております。

本市におきましても、原の辻遺跡を初め古墳群や神社群など他の地域にない貴重な歴史、文化遺産が数多く点在しており、これらを豊かな自然景観、新鮮な農水産物など効果的に結びつければ魅力ある観光メニューの創出によりまして、交流人口の拡大を図り壱岐地域全体の経済浮揚につなげる必要がございます。そのためには、今の時代に求められている旅のニーズを的確にとらえ、従来の観光業の枠にとらわれることなく、さまざまな関係団体と一体となって埋もれた地域資源を掘り起こし、他の地域にはない観光資源として活かされるようにしっかりと磨き上げながら、壱岐ならではの魅力のある島づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、市のみならず、一般住民や情報収集にも努め、その周知につきましてはケーブルテレビあるいはブログ等活用していきたいと思っております。議員御指摘のいまだ表に出ないスポット多々あるかと思えます。どうぞそういう情報をお知らせいただきまして、情報発信していきたいと思っております。

魅力ある島づくりの2点目の農産物のブランド化でございますけども、本市では農産物、水産物、それぞれに農協、漁協等の生産者団体の御努力によりまして、各品目ごとにブランド化が図られているのが現状でございます。

市の農水産物を統一したブランド化を行いますと、他地域商品との差別化、市場での優位性の確保、消費者からの信頼が得られるなど多くのメリットがあることが予想できます。議員の御提案のとおりでございます。

農産物につきましては、多様な消費者ニーズに対応し、島内農産物を活用した新たな商品をつくり出すとともに、島内流通だけであった産品や食材等をブランド化することによりまして島外へ販路を見出し、生産の増大を図ってまいります。

また、しまの産業活性化チャレンジ支援事業といたしまして、壱岐産大豆による壱州豆腐、壱岐産もずくと壱岐産ゆずぼん酢によるもずく酢、壱岐産アスパラピューレによるデザート類等の取り組みを行い、一つでも多くの品目のブランド化を目指し、支援をするように検討してまいります。

水産物につきましては、長崎県が県を代表する水産加工品として「平成長崎俵物」を長崎県ブランドとして推奨いたしております。壱岐市管内では郷ノ浦町漁協の粒ウニ、玄海美剣、勝本町漁協の目鯛の味噌漬け、目鯛の西京漬け、イカウニが認定を受け、壱岐ブランドとして販売されております。

また、勝本漁協がとりたての新鮮な大型ケンサキイカを限定し壱岐剣としてブランド出荷しております。離島漁業再生支援交付金により各漁業集落において生き締め方法の統一、スルメイカのトレー出荷、漁獲物の品質の均一化、イワガキ養殖、殺菌海水漬けによる生ウニの販売などの取り組みがなされております。あわせて農産物との組み合わせた加工品等の開発とブランド化についても支援を検討してまいります。

今後、安心・安全な農水産物の壱岐ブランド化を目指し、統一ロゴ、パッケージ、生産者の顔が見えるシール作成や販売ルートのプロモーション等を調査研究いたしまして、本市の第1次産業の振興と6次産業化の確立を図りまして、所得の向上につなげてまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 観光に関してはもう一つ、たまたま来られた人が言っておられたんですけども、団体で来ればある一定の旅行会社、そして観光協会がお出迎えをして、正直おもてなしがあると思うんですけども、単独でひょこっと来られたときには、たまたま芦辺から入ってこられたんですけども、外の階段を降りて、私たちが迎えにいったからよかったものの、どこに行っておるかかわらんような状態やったなと言われました。

やはり細かいことですけども、もう少しそういったおもてなしというか、先ほども言いましたように、大きい団体においてはある程度旅行会社がついていきますからいいですけども、そういった人たちが少しでも来たとき、ぱっとわかるような形でいろんな壱岐の情報を発信できるような形でしていただければと思っております。

それと、私地元の地域ですけど、風車がある地点ですけど、風車は下から見ても余り観光としてはよくないわけですね。やっぱりあれは遠くから見るところに雄大さというものがありますから、やっぱりそういった面で、特に北の海岸べたは南と一緒にリアス式の海岸になって非常に名所あるところですので、やはりああいうところを本当に風車のところに公園をつくっても意味が

ないと言ったらおかしいですけども、本当に見るならば、やはり海の上から見る、遠くからながめて風景と一緒に見るような、そういった形にできれば、もっと皆さんのいやしの場になると思いますので、それは一つの例として今後いろんな面で模索していただいて、新たなスポットを持ち上げてもらいたいと思います。

それと、やはり来る人にとっては歴史をニーズにして来られる方、それからそういう神社、その他をニーズにした、それから泳ぎ、海を、いろんな分野の人がおられるんですね、やはり観光に求める目的の中で、そういった人たちにいろんな人たちに提供できるような、そういったコースというかプランがあれば、もっと多くの人が壱岐に向かってこられるのではなかろうかと思えますので、そういうこともあわせてできれば考えていただきたいと思っております。

それと、さっきの農業に関してですけど、検討されるということで、これはもう補助金は僕は要らないと思うんですね。そういった形、壱岐市がブランドを提供してやって、一つのロゴマークみたいな使用していいですよ、その基準にはある一定の基準をもって、ここまでじゃないとそれは壱岐市のブランドとしては認めませんよという形で、後はいろんな経済団体がそれを利用して、そうすれば多くの経済団体でもいろんなパンフレットを入れたりしていますけども、それは民間であって、やはり市全体、官も民もあげて、こういう産物を特産品としてあげてますよというそういった体制ができれば、もっとよりよい農産物の販売につなげてはいけるのではなかろうかと思えます。その2つに関して、もう一度何かありましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 今の旅行者はおっしゃるように多様なニーズ、そして多様な形態、1人であったり2人であったり数十人になったりするわけでございます。港についての案内といいますが、どこへ行っていいかわからないというそういう案内板とか、そういったものの整備についてはすぐ対応せにゃいかんと思っているところでございます。

それから、おっしゃるように風車もどこにあるんだろうかと行ってみて、こうして上向いて見ても余り意味がない。いわゆる、おっしゃるように風車に限らずでございますけども、例えば風車にありますと言われる風車の見える丘なり、風車の見えるスポットをやはりポイント化する、それはほかのものについてもそうであるかと思えます。そういうことをさせたいと思えますし、お気づきの点は、どうぞ主幹課にでもお知らせ願えれば、迅速に対応させていただきたいと思っております。

それからロゴマークにつきましても、ひとつ前向きに検討させていただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 深見義輝議員。

議員（5番 深見 義輝君） 交流人口の拡大にしる、1次産業の振興にしる、やっぱりこれは
壱岐にとっては一番大事な、今後の経済を活性化するためには一番大事なことだと思っておりますので、さらに今以上の発信をされて、壱岐に来てよかったという魅力ある島づくりを、壱岐の中から盛り上げていただけるかと思っておりますので、市長の今後の活躍に御期待いたします。

終わります。

〔深見 義輝議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、深見義輝議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） ここで暫時休憩をします。再開を14時50分とします。

午後2時41分休憩

.....
午後2時50分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、市山和幸議員の登壇をお願いします。

〔市山 和幸議員 一般質問席 登壇〕

議員（8番 市山 和幸君） それでは通告に従いまして、2項目の質問をいたします。

まず、1項目目の公営住宅の入居希望者の選考基準と今後の住宅の改修及び建設予定について質問をいたします。

本来、市営住宅においては、住宅に困窮されている方が国の補助を受けて建設された公営住宅法に基づいて、公平に市民に提供されるべきであります。しかしながら、本市の現況においては入居希望者の選考に関して十分に納得されていない方や選考の透明性に疑問を持たれ、不満を口にされる方が多くおられます。

入居希望者の選考の決定は、当然外部の民生委員も入られての選考委員会による厳正になされていると思っておりますが、何人の構成員で組織されて、どのような方法で選考されているのか、お尋ねをします。

次に、2点目。選考基準に関して質問いたします。入居希望者に対して資格の条件が提示なされております。その中に「現在同居し、または同居しようとする親族があること。例外として60歳以上の単身者の方」です。経過措置として「昭和31年4月1日以前に生まれた方は申し込みができます」と示されております。

もう一つの条件に、「入居しようとする方、全員の収入が公営住宅法で定められた収入基準以

内であること」を定めておられるようですが、単身者に対しては入居は極めて厳しい状況であり、明らかに高額な所得者の方が入居されている場合があるようです。が、収入の基準は一体幾ら以内に定めてあるのか。他の条件については、理解できますが、この2点については本市の実情に合った基準に見直すべきであると思いますが、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

次に、3点目。現在の入居者の中には家賃だけを納入されてほとんど生活の実態がない人がいるようですが、実態調査はなされて掌握してあるのか、お尋ねをいたします。

4点目として、このような高額所得者や生活実態がない入居者に対しては、法的な明け渡し措置をとるべきと思うが、どのようにお考えかお伺いをします。

5点目について。現在市営住宅においては既に耐用年数を超えて老朽化した平屋建ての住宅もあり、また3階建て以上の住宅においては体の不自由な高齢者が入居されて、階段の上り下りに手すりの設置がなく、非常に苦慮されている住宅があります。この手すりの設置に関しては、3年前から何度も市のほうに直接要望しておりましたが、いまだに改善がなされておられません。手すりに関しては、それほど高額予算を必要としないと思いますので、早急に対処すべきと思います。平屋建ての住宅においては年次的に改善・改修され、非常にきれいになった住宅もありますが、老朽化した住宅は早く建てかえの計画をするべきであると思います。

市営住宅の整備については、市の総合計画の後期基本計画の中でも老朽化した公営住宅の計画的な改修を推進するとともに、新しい住宅事情に対しても定住促進を視野に入れて整備に努めると盛り込まれておりますが、23年度以降の具体的な改修また建設予定はどのように考えてあるのかお伺いをします。

以上、公営住宅の入居希望者の選考基準と今度の改修及び建設予定について、市長の見解を求めます。

議長（牧永 護君） 市山議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 8番、市山和幸議員の御質問にお答えいたします。

公営住宅の件について5点の御質問でございます。

まず最初に、現在の入居希望者選考はどのようにしているのかということでございます。入居希望者につきましては、まず入居者の資格条件であります公租公課等に滞納がないこと、そして暴力団員でないことなどを調査をしているところでございます。その資格要件をクリアした希望者につきましては、吉岐市営住宅入居者選考委員会に諮りまして、申込者の住宅困窮度を判定し、その中で入居の決定をいたしております。

選考委員につきましては12名でございます。これはその地域を熟知していらっしゃる方、各町3名の合計12名ということにいたしております。選考委員会につきましては入居希望者の

個人情報等を保護する観点から非公開といたしております。それこそ議員おっしゃるように、そのことによって働きかけなど行われぬように非公開というふうにいたしておるところでございます。御理解をお願いいたします。

次に、選考基準を見直すべきじゃないかということでございます。まず単身者につきましては、原則だめだということでございますけれども、60歳以上につきましては選考の対象になるということでございます。そして収入面でございますけれども、15万8,000円以下、これは世帯すべての給与合わせまして月の収入で合計15万8,000円以下ということでございます。現在のこの2点の選考基準の見直しについては考えていないところでございます。

次に3番目、家賃だけ納入されていて生活実態がない人がいるようだが、実際調査をしているのかという御質問でございます。市営住宅の管理戸数は今年度6月13日現在で787戸でございます。入居者はそのうち759でございます。そのうち長期不在戸数は10戸でございます。長期不在者の内訳は、長期入院が2名、出稼ぎが5名、死亡による退去届未了が1名、その他2名でございます。その他といいますのは、福岡で娘の家に世話になっているといったような方でございます。これらについては、一時不使用届が提出をされております。しかしながら、先ほど申しましたその他2名につきましては、退去手続きをしてくれと要請をしておるところでございます。ただし、この10名の人はずべて家賃は入金をされております。

しかしながら、法的な明け渡し処理をとるべきだと思うがという第4点目の質問でございます。長期不在者等につきましては、本人や親族並びに保証人などと明け渡しの相談を行い、特に悪質なケースが出た場合には法的措置を視野に入れて検討いたします。いわゆる不在者であるもんで、すから保証人等と話をしなきゃいかんという状況にあるわけでございます。

次に、5点目でございますが、23年度以降の具体的な改修建設予定はどのように考えているのか。また手すり等の改修はできないのかという御質問でございます。現在の住宅関係の補助は社会資本整備交付金に一括されておまして、住宅の長寿命化計画を平成25年度までに策定する必要がございます。この索定に基づいて具体的な改修計画等に取り組む予定でございます。

既存の住宅が改修に耐えられない場合は建てかえになりますけれども、建てかえで対応すると住宅使用料が高額になるということがございます。したがって、低所得者層を対象にした平屋建てにつきましては極力長寿命化対策を図りまして、改修の方向で望みたいと考えています。

手すり等につきましては、今許可をしていないそうでございますけれども、やはり私の考えますところ介護保険等々適用者につきましては、介護保険を利用していただいて、やはりそういったバリアフリーの介護保険の自宅改修についてはやはり私は該当させて、そして市の持ち物でございますから届け出だけはしていただくというような方向で臨みたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 今市長の答弁では、入居の基準は今のままで行こうというようなお答えでありました。そして住宅の改修については、何か個人でやっていただいてかかった費用を補助で出してあるみたいなことを言ってますが、住宅は1階から3階までありますので、全部上から下まで自分でつける必要がなかなか私は大変と思うんですね、個人で。3階、4階まであるときもあるんですね。それを全部1階から4階まで全部つけるというのは、ちょっと私は無理があるような気がしますけどね。それはまた後で答弁をいただきます。

今の入居基準のことで、ちょっとお話ししたいと思いますけど、今入居希望して単身の人も入られて、市長は簡単に入られるみたいなこと言われましたけど、単身の希望者で高齢者の方の中には、もう何回も1年間に応募を3回も4回もされて、それでどうしても漏れて入られない。仕方なく福岡の親族のところに、もう壱岐には滞在はあきらめられて島外に出て行かれた方もおられるんですよ。

また若い子供さん持たれて、これ20代の方なんですけど、そういう方はもう1年に4回ぐらい応募されても、もう毎回漏れて、そのまま漏れただけならいいですけど、どうして漏れたのかの回答を、本人が納得されるような回答を得てないわけですよ。厳選に抽選はなされて、民生委員もされておるとは思いますけど、本人が不満やら納得されてないというのは選考の仕方は厳選されてあっても、ただ漏れた方の説明が十分できてないのじゃないかと思えますね。4回も落ちられて、1回、2回は我慢されてあっても、4回受けてどうしても入られん、説明は受けたでしょうって言うても、本人が納得されるような説明が市側からないということですね。じゃ、これをもう少し丁寧に当選漏れされた方には、もう少し市のほうから丁寧な説明が私はいるんじゃないかと思えますね。

それと、基準は変えないと言われるんですけど、私はもう少し高齢の独身者の単身の方が入りやすいような、これはこの経過措置として「31年4月1日以前に生まれた方は申し込みできます」と書いてありますけど、要するに55歳以上は対象になるちいうことですよ。

それは何かあいまいなんです、60歳の方は入居できます、だったら55歳以上の方は入居できます」と書かれても余り変わらないんじゃないですかね。何かちょっと募集の仕方にも問題があると思うんですが、これを少し緩和されて、壱岐には単身者住宅がないわけですから、もう単身でも困っておられる方のために入りやすいような制度にして、私はしていただきたいと思えますけど、今のその2点について、市長の御答弁を求めます。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 手すりにつきましては済みません、私の勘違い、部屋の中の話だと思っ

ていたもんですから、いわゆる共用スペースの階段の手すりということで今わかりました。これにつきましてはやはり荷物の、人間が通るだけじゃなくて荷物の上げ下げ等もございましょうから、現場を見まして、やはり幅等々、階段、室の幅等々もございまして研究をさせていただきます、なるべく設置をする方向で指示をいたしたいと思っております。

それから単身者、これは単身者に限らず、やはり漏れた方についてはやはり説明をしなければいかんと思っているところでございます。

それから、法改正で昭和31年以前生まれの方等々なっております、それは65歳になるんじゃないかという議論があるかもしれませんが、それはちょっと後で済みませんが勉強させていただきたいと思っております。ただ現時点での法による法規制をそれ以上緩和するというにはなかなかならんんじゃないかと。住宅の入居基準、それは上位法にございますから、それを大きく緩和することはなかなか厳しいんじゃないかと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 住宅の手すりの改修については、市長も今順次精査してやりたいということでは言われましたので、ぜひもう何年も前から待ってありますので、上がり下がり非常に苦労をしておりますので、ぜひ精査をされたらすぐわかると思っております。そのところはよろしくをお願いします。

それと、今の法律のことに触れて、なかなか入居のあれは難しいと言われましたけれど、本当に何度も持ち込まれて困ってある方は、もうほんとに行政に対しての不満が出て、私は非常に行政と市民との信頼関係が失われて、非常に住宅の問題に関しては、それで市民の間との信頼関係を構築するためにも、しっかりした説明はするってさっき市長が言われましたので、ぜひ入居漏れの方には本人が納得されるような説明をお願いして、この最初の公営住宅の問題を終わりたいと思っております。

次に、2項目目。特別養護老人ホーム建設については、私のほうも4点について質問の通告をしておりましたが、昨日3名の同僚議員により同種の質問がなされました。市長のそれぞれの答弁を伺いましたので、質問の要旨を変えて重複しないようにしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、建設予定地について質問をいたします。鯨伏地区より議長宛てに壱岐市特別養護老人ホーム建設予定地に関する請願書が提出されてあります。昨日の市長の答弁では、旧ヨーガの里での特養ホームでの建設に関しては、造成がとりわけ道路を考慮すれば非常に厳しい、あわせてすべての地元地権者の了承が得られていないので、予定地としては非常に困難であるとの見解がありました。

一方市長としては、施設の増床や分散での建設を視野に入れ、その中で分散するとすれば、一つの施設は公設民営化で、もう一つの施設は民間でやっていただきたいとの話でありました。少し建設時期はおくれることになると思いますが、私は以前から増床分散での施設の建設を望んでおりましたので、片方が民間での運営であろうとぜひ実現できるようにしていただきたいと思えます。

民間の施設を合わせて現在130名余りの待機者がおられるわけではありますが、この方たちにとっては大変な朗報であると思っております。市長は昨日、一つの建設の予定地は鯨伏地区にとの考えを示されました。また、もう一つの施設についても壱岐市福祉施設検討委員会で検討された中にまだほかの予定地があり、8月、9月中には建設予定地の選定を終えたいとの答弁でありましたが、それならなおさらもっと早くその場所を議会に示すべきであると私は思っておりますが、市長の見解を伺います。

また、現在の計画地については見直すべきであるとも思っておりますが、それに伴って新たな設計が必要になりますが、木造での建築に変更はないのかお伺いをします。

それともう1件、私は壱岐市福祉施設検討委員会そのものの異議も問われると思っております。また二転三転、建設場所についても二転三転今までしてきました。また、新たな市長としては検討委員会を設置されるのか、そのことについてもお尋ねをいたします。

以上、きのうの市長の答弁に対しまして、特別養護老人ホームの建設について質問をいたします。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 市山議員の特別養護老人ホームの建設についての御質問でございます。

まず最初、皆様に昨日申し上げたことの誤解があつてはいけませんので申し上げておきますが、パッケージ型の消火設備、1,000万円程度だろうということを申し上げましたけれども、これは当然のように一度設置をすれば年限が限られているようなものではございませんので、そこで法はクリアいたしますので、お間違いのないようお願いしたいと思います。

次に、2カ所にやりたいというようなことでございましたけれども、そのことにつきましては今市山議員がおっしゃったとおりでございます。2カ所にしたいなと、1カ所につきましてはやはり鯨伏に今までお世話になっておりますし、鯨伏からも動かしてくれるなど、置いてくれという請願も出ています。これはヨーガの里ということで指定をされておりますけど、これはやはり議会に請願が出ておるわけでございますから、その取り扱いの推移を見させていただきたいと、その意見も尊重させていただきたいと思っております。

そして、今一つ社会福祉施設整備検討委員会でございますけれども、これは現在もその条項は

生きておりまして、解散をしたわけでも何でもございません。ただ役員の任期は切れておりますので、再任命するというにはなりません。そして一つ、その中で今おっしゃった中で、私が昨日申し上げました言葉がちょっと今誤解があると思いますけれども、今度の1カ所、鯨伏での1カ所については、整備検討委員会でいろんなところをしてありますということでございまして、新しいところは白紙でございますので、この整備委員会で諮っていただくと、いいでしょうか。

今、何カ所がいいよと、ところがその後御存じのように中学校が廃校になったり、統廃合になって空たところとか、またその時点では公の市有地がなかったわけですがけれども、今度は市有地が増えたわけですね。そういったことも含めて民営でお願いしたいと思っておりますところの用地は、民間の方が土地を自分で探されるのかもわかりませんが、あるいは公のところを提供することになるかもしれんわけございまして、その辺で社会福祉施設整備検討委員会に協議をお願いしたいと思っておりますのでございます。

それは場所を特定するというのではなくて、例えばどの辺にとかいうこともあると思う、地区を指定するとかですね。そういったこともあるかと思っております。1カ所同じところにばかり、その福祉施設を集めるなというような御意見もあるかもしれませんが、その辺も総合的に含めて諮問をしたいと思っております次第でございます。

それから、木造なのかということでございますけれども、これは公共建物における木造利用促進に関する法律の基本方針がございまして、できればこの基本方針に基づいて建築をしたいと思っております。やむを得ず、それはできないということにもなるかもしれませんが、基本的にはこの木材利用の推進のもとでやりたいと思っております次第でございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 市山和幸議員。

議員（8番 市山 和幸君） 今の市長の答弁に、ちょっと納得がなかなかいかなかったですけど、公設民営化で1カ所は鯨伏地区にやりたいと言われましたよね。じゃ、どこか場所は決まってるけど鯨伏のほうで、例えば100床、一応見直す前の建物をそこで建てたいという意味ですよね。はい、わかりました。

増床分の施設も、今御説明が市長が言われました今後の見直しの特養ホームについても、建設に至るには24年度以降の完成になると思いますね。が、特別養護老人ホームの建設については、最終的な結論をぜひ市長の任期中に場所と何床ぐらい、何床ちいうのは県の参酌基準が24年度以降に決まって、それから申し込まれると思いますが、大体その辺の素案というか、そこまでは市長の任期中にぜひ方針を決めていただきたいと思いますね。

それと、いずれにしましても特養ホーム建設については数年前から早期の建てかえについての

議論がなされてきました。そして現在に至っております。市長はさっきもお話になりましたけど、消防法の改正を見据えて、現施設にパッケージ型のスプリンクラーの施設を設置することを昨日言明。（「パッケージ型消化器」と呼ぶ者あり）ああ、消化器。パッケージ型の消火設備を設置することを言明されました。

そうすれば、しばらくは今の施設をそのまま使えるということになりますよね。そしたら、もうこの際、この際といったらあれですけど、建設の完成はかなりおそくなると思うんですよね。ですから、これ吉岐島民にとって最適の施設ができるように議論をもう少ししっかり決めて、私はいったほうがいいのではないかと考えております。

最後に市長ずっと答弁されまして、特養について市長の決意と今後の方針を聞いて質問を終わりたいと思います。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 増床の問題につきましては、平成23年度中に計画書をつくらなければいけませんから、増床のベット数については、もう今年中にできるということでございます。

後、場所等につきましては、今おっしゃいますようにあるいはどういうふうに持っていかということにつきましては、法的なクリアができましたからじっくりといたしますか、皆さんの御意見を聞く時間ができたということで御理解いただきたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（8番 市山 和幸君） 終わります。

〔市山 和幸議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、市山和幸議員の一般質問を終わります。

.....
議長（牧永 護君） 次に、19番、小金丸益明議員の登壇をお願いします。

〔小金丸益明議員 一般質問席 登壇〕

議員（19番 小金丸益明君） 一般質問6月場所もとうとう千秋楽を迎えまして、結びの一番となりました。ふんどしを締め直して大相撲をとりたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

また、テレビ、ラジオで視聴されている市民の皆さんにおかれましては、時節柄節電、省エネが叫ばれておりますけども、いましばらくスイッチを切らずにおつきあいをいただければと思っております。

マスメディアの発達で国内外の情報が瞬時に飛び交う現代社会にあって、今回の東日本大震災の惨状は映像と活字で全世界を飛び交い、大自然の猛威と驚異を改めて人類に知らしめたといっ

ても過言ではないと思います。また地震による津波の発生で安全神話が完全に崩壊したとされる福島第一原発問題。本市にあっても、この原発問題を対岸の火事として悠長に眺められる環境には全くございません。市民の安心・安全の確保は行政の至上命題として関係自治体とともに厳しい監視の目を注いでいただきたいと重ねて強く要望いたしたいと存じます。

地震、津波、そして台風などなど自然現象による災害をあげればきりがございませんが、この天災が時として人災へと転じ、悲惨な結果をもたらすこともございます。渦中の福島第一原発の問題もその最たる事例ではないでしょうか。「ばかと天才は紙一重」という言葉もございますが、天災と人災も紙一重だとの認識を常に持つておくことも必要ではないかと思えます。特に行政がすべきことを怠り、人命にかかわる人災が発生したら取り返しのつかないこととなります。

今回私は壱岐市においても、この安全神話に基づく行政がなされているのではないかと強い危機感から学校施設の耐震化問題を取り上げ、いま一つにはこのまま看過と放置を続ければ、行政が子供たちに対して人災をつくり出すのではないかという不安から、小学校の統廃合問題を関連づけて質問いたしたいと思えます。いずれも教育現場に関することで、教育長相手に釈迦に説法ではございますが、一席を投じたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

それではまず冒頭、安全神話にあぐらをかいた行政ではないかと断罪せざるを得ない問題がございます。それは去る6月3日の地元紙に「国、後5年で全学校耐震化。調整される小学校統廃合。先送りなら莫大な無駄遣い」との見出しで、各小学校の校舎、体育館等の耐震診断結果の指標が掲載されておりました。読者の中には学校施設の耐震に対する大きな不安を抱かれた方も多かったのではないかと感じております。

このことは統廃合問題とは全く非にならないほど重要な案件であります。また直接人命にかかわる行政上の最重要課題であり、対応のいかんによっては取り返しのつかない人災を引き起こす可能性さえ秘めております。

さて、この耐震診断というものは、既存の建築物の強度を調べ想定される地震に対する安全性、受ける被害の程度を判断する行為であり、地震による火災倒壊を未然に防ぐため、その恐れの有無を把握するために行うものとされております。そして、この診断結果に基づき対応することが耐震化であります。補強工事を施すことが最たる対応でもありますが、状況によっては解体、代替施設の新築を余儀なくされることも可能性としては否定できません。

この一連の事業を、国が全国の公立小中学校を対象として実施している最中で、壱岐市も国庫補助によって今行っているというわけです。関係者によりますと、本市においては数年前から耐震化優先度調査を行い、平成20年度後半から22年度末にかけて市内全小中学校の校舎体育館等の耐震診断は終わったとのことであります。計画では本年度23年度末に終了予定であったが1年ほど早く終わったとのことで、その結果が今回の報道につながったものと思えます。

そこで私もこの報道を受けて、インターネット上の市教委のホームページを開き「耐震化」と入力して検索いたしました。いつ公表されたのか確認できませんでしたが、確かに耐震診断の結果と耐震化の現状が各校ごとに掲載されておりました。その中に、平成20年6月施行の地震防災対策特例措置法により耐震診断結果と耐震化状況の公表が義務づけられたので公表するむねの興味深い一文がございました。

そこでお伺いいたします。この耐震診断の結果を議会にも報告されない。市の広報紙にも掲載されない。教育現場の学校長以下教職員の方々にも知らせていない。ましてや、ほとんどの市民が目にしないうる市のホームページの片隅に掲載したことで公表したことになるのでしょうか。

新聞、テレビが連日連夜のように、このたびの大震災に関する報道を流し続けている今の状況下であって、壱岐市は重大な情報を隠匿するかのとき行動してよいものでしょうか。いたずらに不安を煽ることは慎むべきと思いますが、それにしても6月3日に地元紙が報道した後も学校関係者に知らせていないという態度は、まことに理解に苦しみます。

正確な情報開示、提供して市民と共有することで、行政の諸問題の解決に取り組むのが本来の姿であるべきと私は考えますが、いかがでしょうか。この対応については後ほど、市長、教育長とも御見解を賜りたいと思います。

次に、一番知りたいことですが、専門的な診断結果の説明ではなく、国が示す耐震基準に対して市内の小中学校の施設の診断結果は本当はどうであったのか、危険所はどの程度なのか。市民にわかりやすく、できれば危険とされる各学校ごとに説明を願いたいと思います。ホームページを見ますと、本年4月1日現在耐震診断は100%終了、耐震化は60.29%との記載がありました。残り40%程度の学校施設における危険度が大変気になるところでございます。

こっそり公表したのは単なる義務、指標が想定する大地震は壱岐には発生しないと断言でもできるのでしょうか。私は憤りさえ覚えております。この診断結果が危険神話であるかのごとく、ある意味非公開にも似た対応に苦心するより、安全神話にも危険神話にも酌みせず、正しい情報を発信した上で学校施設の安全性を高めることこそ教育行政のなすべき仕事だと私は考えております。どうか市民の不安を払拭願いたいと考えます。

また国は2015年度までに、この耐震化工事を完了するとの方針でございますが、壱岐市としての対応と耐震化計画をお示しいただきたいと思っております。

また報道によりますと、市内小学校全20校中、校舎で9、体育館で9の施設が文科省の耐震指数以下で崩壊、倒壊の恐れがある、もしくはその危険性が高いと判断されるとの報道がなされております。事実であるならば、市内の半数程度の小学校施設が危険施設ということになり、耐震化は避けて通れない状況となっております。

急を要する耐震化と慎重を期すべき学校統廃合を同時に論ずることは無謀かもしれませんが、児童数は減少の一途をたどり市内半数の小学校で複式学級が存在し、老朽化する学校施設が散見される中で、危険と隣り合わせの学校教育現場の存在が浮き彫りになっています。単に耐震化の対応だけにとらわれているようななどの疑問も生じております。中学校の統廃合がやっと軌道に乗ったばかりの時期ではありますが、避けては通れない大きな問題でもあります。

分校を含め市内20校の小学校で半数の10校に複式学級が存在する現状。この教育環境に一部では継承を鳴らしつつも地域とのかかわりも深く、なかなか表だった議論がなされておられません。合併当時より須藤教育長は、持論としては小学校の統廃合についてはすごぶる慎重論者であると、私はそのように個人的に印象を持っております。

小学校の統廃合問題は、一朝一夕に簡単に解決できるものではございませんが、学校の活力を維持、発展させるためには一定の規模、つまり最低でも各学年1クラスが望ましいとされております。これも小規模学校と称される最低ラインであります。しかし壱岐は、それより小さい過小規模学校が半数を占めるという現状です。この現状のすべてを否定するわけではございませんが、決して今の教育環境がベストだとは言えないと私は考えております。

子供たちの成長過程に与える影響も十分考慮して教育環境を整えていくことは、行政に課せられた大きな役割、使命でもあります。もし現状を是とし、このまま放置するなら、近い将来子供たちに対して人災を課したと言わざるを得なくなる時期が必ずや来るのではないかと危惧いたしております。情報のすべてを開示して、この機を好機ととらえて、小学校の統廃合問題の検討に入るべきだと考えます。

耐震化に要する費用の概算をも市民に明らかにし、費用対効果についても多角的に検証し、統廃合を見据えて実行性のある効率的な耐震化事業を進めていくべきだと私は考えておりますが、教育長の御見解を賜りたいと存じます。

また最後に、芦辺小学校は校舎、体育館とも非常に危険施設とされております。また、地元民として大変心配もいたしております。勝本小学校もほぼ同様の判断がなされております。危険度の高い箇所から耐震化は当然のことながら進めていくべきと思いますが、学校として今は機能していない廃校となった6つの中学校に対する耐震化はどうされるのか。廃校とはいえ、地域の避難指定場所としての機能は維持されるべきだと思いますが、その辺の検証はされたのか。また、今後の対応についてもお示しいただきたいと思っております。

以上、端的な御答弁をよろしく願います。

議長（牧永 護君） 小金丸議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 19番、小金丸益明議員にお答えをいたします。

吉岐市内の小中学校等の施設で非木造2階以上または非木造延べ床面積200平米を超えた建物は68棟でございます。建築基準法の新耐震基準施行以前、昭和56年5月31日以前に建築をされた建物は50棟でございます。耐震性のある建物は昭和56年6月以降に建設された18棟と2次診断の結果、耐震性があると判断された23棟を合わせた41棟となっております。

2次診断につきましては、23年度末を完了予定といたしておりましたが、幼稚園5園を含め当初の目標を上回りまして、平成22年度に対象となるすべての診断が完了いたしました。これによりまして23年4月1日現在の耐震診断率は100%、耐震化率は60.29%、小金丸議員の申されるとおりでございます。

また、耐震診断の結果、小学校につきましては、大規模な地震の振動及び衝動に対しまして倒壊または崩壊の危険性が高い校舎、体育館が7棟ございます。大規模な地震の振動及び衝動に対しまして、倒壊または崩壊の危険性がある校舎、体育館が12棟ございます。大規模な地震の振動及び衝動に対して、倒壊または崩壊する危険性が低い校舎が4棟ございます。中学校につきましては、同じく危険性が高い校舎、体育館が2棟ございます。同じく危険性がある校舎が2棟となっております。幼稚園につきましては、耐震補強の必要はございません。

ただいま申し上げました耐震診断結果等に基づきまして、危険性の高いところから順次耐震化を進めてまいります。平成27年度までに吉岐市も財政当局との協議等を行いまして、小学校・中学校全27棟の耐震化を推進いたします。

それと、小学校の規模適正化、統廃合についての動きのことでございますが、この耐震化とあわせてこれを機会にスタートすべきだという御指導をいただきました。小学校と申しますのは、中学校以上に地域文化の拠点、そして1年生から6年生までの発達段階に差があるというようなことがございまして、中学校の統廃合と同列にはやっていけないのではないかという考えがございまして、中学校の4校体制が出発いたしましたので、この1年間は中学校の実情を検査等々しながら、小学校につきましてもあらゆる角度からの検証を加えていくべきだと思っております。

それと、一番最初にございました耐震化の公表についてのことでございますが、耐震が義務化されてからの公表ということをしていたしました。これは小金丸議員が申されますように公表の仕方としては少し考えるべきことであつたと反省をいたしております。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 19番、小金丸益明議員の御質問でございます。

地域の避難場所指定施設としての検証を急ぐべきだ、学校施設でございます。指定避難所につ

きましては現在彦岐市地域防災計画において68施設を指定をいたしております。そのうち学校施設が36施設、うち高校は2施設でございます。その他の公共施設が32施設となっております。

市立の学校施設の34施設についての耐震診断は、閉校した中学校も含めてすべて完了しておりますけれども、そのうち耐震性がないと診断された施設、体育館でございますけれども13施設、38.2%となっております。その他の公共施設の32施設のうち、昭和56年5月以前のいわゆる新耐震基準施行以前に建築され、耐震診断が必要な建物が21施設ございます。

したがいまして、これらは診断をしておりませんで、指定避難所の約3割が未検証となっております。今後予算措置を講じながら耐震診断や耐震補修、耐震化工事など防災拠点としての安全な避難施設の確保に努めてまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 私は冒頭、報道によって情報を知り得たと申し上げました。市の公表の仕方はどうかということで御質問をいたしました。その点に対して市長にもお答えをお願いいたしたいと思いますが。

この耐震診断結果は地元紙がまず第一報を報じたと思います。それを見て、父兄として危険度を感じない住民、父兄ももちろんですけど住民は、多分いらっしゃらなかったと思いますよ。どうなってるんだと、こと今大震災を受けた時期でございます。彦岐に地震はないんだと、先ほど申しますように安全神話に安座した対応やないかと私は指摘をしております。

昨日の一般質問で音嶋議員から、300年ほど前にも震度7強の彦岐対馬地震の発生も記録にあるという御指摘がっております。もし明日あったときに教育長、小中学校の校舎体育館の中で、だれがいるんですか、中には。地震は日曜日、祝日を選んでやってきませんよ、夜とか。時場所を選ばませんよ。その辺が本当に不安を煽るような情報であっては困るわけですよ。しかし、あの新聞報道がなされた後は、やっぱりフォローするなり、指標に基づく説明がされてもしかるべきと思います。

僕はこの一般質問しようかしまいかと、この件について。少し苦慮いたしましたけども、私が一般質問することによって、正しい情報や彦岐テレビを通じてでも住民の方にわかればと、知らせることができればと思って、あえてしております。その点を「対応がまずかったと思います」じゃ済まないんですよ、教育長。市長もその点、答弁を。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） この大震災後の状況、そのことがあるからということではなくて、公表

についておそかったということにつきましては、大変私もその新聞を見ておりますし、それに対する対処を指導すべきであったと反省をいたしております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 済みません、ちょっと考え込んでおりました。この世の中で人命が一番大切だと思っております。しかし、現実にこのように耐震化等々がおくれております。心からのおわびを申し上げたいと思います。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） もうちょっと食いつきたいと思えますけども。対応がまずかったということは市長も教育長も率直に認められました。それより新聞報道、そしてホームページを見た方もおられると思えますけども、あの耐震診断結果に対する説明が不足しておりますよ。震度何を想定した指標なのか。震度9とか震度10で、まず安心だと今の建物は。しかし国の施策によって、ある手法をもって耐震化工事しなさいと、その金は3分の2程度は国が出すんですよ。優遇措置があるんですよ、教育長。でしょ。

ですから国の指標に基づいてやりますよと。ですから、そう心配することありませんと。そのぐらいの説明はできませんか。市内から、あした地震があったらどうするのかという気持ちになるんですよ。学校現場の先生方も御存じない。診断をしておる光景は目にいたしました。しかし、その後の診断結果については何ら市教委からの報告はあっていない。これ市長、今それが現実ですよ。私の作り話じゃないんですよ。教育長、そうでしょ。その辺の対応をもう一回。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 小金丸議員にお答えをいたします。

危険性の高い小学校の建物が7棟ございます。中学校が同じく2棟ございます。そして危険性のある小学校の建物が12棟、中学校が2棟ございます。この危険性の高いほうから順次優先的に耐震化を進めてまいります。

済みません、今私が危険性が高い、あるという言い方をいたしましたのは、いわゆる大規模地震、マグニチュード6から7以上ということでございますけれども、それでIsという数字が出てまいります。その危険性が高いのがIs値の0.3未満でございます。その0.3未満が小学校7棟、中学校2棟の計9棟となります。そして危険性があるという段階のものはIs値が0.3から0.7でございまして、これが小学校12棟、中学校2棟の計14棟の建物になってお

ります。これは市の財政当局との御理解をいただきまして、文部科学省が見直しをいたしました平成27年度までに計画的に耐震化の工事を進めてまいります。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） I s 値といっても一般人にはわかりませんよ。私はホームページを見てI s 値の後にはQ値、Q u e s t i o n のQですね。Q値という診断値もございます。横揺れ、縦揺れ等々いろいろな構造形態に基づく診断の仕方や設計書を見て構造計算して出す仕方もあるそうでございます。教育長、そういうのを住民は言ってもわからないのですよ。

はっきり言いますけどね、6月6日、それと10何日かに沓岐日々新聞は2回出しとるんですよ。1回目は小学校、反響が多かったからといって中学校の診断結果を17日か何かの新聞に2回出してますよ。多分大勢の方が見られたと思います。ですから、倒壊崩壊の危険性が高いと結果は出ているんですよ。もう次のランクがその危険性がある。その2つのランクだけでも、そこに通わせている父兄は、通っている子供たちは、不満を持っているんですよ、どのぐらい危険なのかと。違います。

だから、その危険性をもう少し詳しく、住民の過度の不安を払拭していただだけませんか、教育長には。お願いしてるんですよ。ここで無理なら市長、市長の権限で教育委員会に対して、危険度の高い学校に対して説明をやってくださいよ。特に先生方にも。小学校の子供たちに、教育長が言われるI s 値云々かんぬん言われても、それは理解できませんよ。しかし、これを機会に地震をちゃんと教えてやってもいいんじゃないですか。

今の教育長の御答弁では、お世辞にも住民の不安を払拭できたとは言えませんよ。危険度の高いところは住民に嫌と言って当然のことですよ、それは。明日来たらどうするんですか。それはないと思われるんでしょ。財政当局との相談、それは必要だと思いますけども、財政状況と子供の命とどっちが重たいんですか、市長。思っている口に出すものじゃないですよ、財政当局の云々かんぬんは。と私は思います。

急な質問で教育長、釈迦に説法過ぎますけども、これは人命、地震は教育長が悪いから、市長が悪いから来るんじゃないんですよ。自然現象で、避けて通れないんですよ、これは。天災は。この発生を市長や教育長に責任をとれと申しているわけじゃないんですよ。対応策を真剣に考えてくれと、そう指摘しているんですよ。よかでしょうか。何か市長ございましたら。

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 沓岐の人は非常に地震について鈍感でございます。平成17年3月20日、震度5でございました。それで私も初めて地震が起こったときに事前にごおっという音

がすると。家の前にごおっという音がするということを鹿児島の方からお聞きして、なるほど下に大きな車が通れるなど、私が思ったところが揺れが来ました。そういったことで非常に鈍感でございます。その点、本当に私も教育長も鈍感であったと思っております。

そして今教育長申しますように、今回の耐震診断、震度7が来たときということで倒壊の危険がある、あるいは大丈夫だという診断の内容でございます。そこで私は学校現場につきましては、教育長がすべてゆだねておりますけれども、その防災あるいは危機管理という意味で教育長に指示をしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） 該当の学校に説明をいたします。

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） その公表姿勢ばかり指摘しても本論に入りませんが、今市長が地震に鈍感であったという反省の弁もございました。

私は、市長が今言われましたように平成17年3月20日、福岡西方沖地震、自宅において感じました。震度5強だったと思いますけども、あれは3月20日の彼岸の中日で、我が家の隣は天徳寺でございまして、お寺への参拝の方が十数人階段を上がってあったわけですね。そこに突如して震度5が来て、あの階段にへばりついて相当の方が腰を抜かしたような状態と、それも体験しております。

あれが福岡西方沖と言いますが、言い方を変えれば壱岐東方沖なんですよ。ですから来ない、地震は来ない、安全・安心神話にとらわれていたら大ごとしますよ。その点重々考えて対応をお願いいたします。教育長言われましたように、学校現場への周知、説明をぜひよろしくお願い致します。

では次ですけども、今度は統廃合と絡めて御質問いたします。耐震診断の結果に基づく耐震化は逐次やっていくと、金銭的なものは度外視して早めにしてください。

で、報道によりますと、振興局、皆さん多分御存じと思いますが元壱岐支庁、あそこに耐震化が施されておりますが、あれが2億3,000万円、そして商工関係者は御存じと思いますが、あそこも耐震化が終わっておりますが、あれが5,000万円という報道がなされておりますが。

教育長、耐震診断結果は22年度末で終わられております。その都度設計士の話によると、耐震化を実施すればというあくまでも概算の金額を出しておるといような情報も入っておりますけども、その小中学校27棟ですかね。概算、総額わかりますか。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） 申しわけございません。この場に持ちあわせておりません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） この場に持ちあわせてなかって、もし地震が来たら、その資料なくなりますよ、もっとかんと。私が言いたいのは、もう時間もあれですから率直に言いますけども、27カ所という箇所数だけ言われましたから、全部上げていただきたいんですけども、心配を増幅してもいけませんから、個別の学校名はあえて公表を強要いたしません。

そこに市長、さっきから言うように、過小規模の学校はいっぱいあるんですね、半分は。そこに例えば何億という金をつっ込んで、耐震化工事を終える。小学校の統廃合検討をして、ひょっとして5年後ぐらいにつぶして、ここと統合しようと。10年後でもいいですよ。そのぐらいのスパンでやらんとどうしても学校教育環境整備できないと思いますが、そういう問題を加味してやったほうがよくないかと。効率性のある耐震化をしたほうがよくないですかという感じで今概算を聞いたんですけども。今持ってないということですけども。大体も、わかりませんか、100億かかるとかですよ。総額50億だとか。概算ですから、後で訂正されても結構です。わかりませんか、それも。

議長（牧永 護君） 須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） まことに申しわけございません。後ほど御報告させていただきたいと思います。申しわけありません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 市長、ある情報で、私の地元芦辺小学校は非常に弱いと、地震にこれを耐震化すれば相当な金がかかると。これは新築したほうがよくないかと、その向き市長に進言したほうがよくないかという専門家の助言をいただいたわけですよ。金額を私を聞いております、それは。しかし、あえて教育長も言われませんので、私も知らんふりをしときますけども。

と言っても芦辺小学校は、今のところ小規模校です。複式になっておりません。いずれ後何年か先になるのか、ならんのかわかりませんが、大手を振って環境のいい学校だとも言えません。ですから、そこに何十億かけて耐震化をするよりも、もうちょっと待って、どっかに統合して、もしくは吸収してでも、そういう計画を早く立てて、無駄な税金をつっ込むことなく子供の命を早く安全な施設へ環境にさしてやりたいという、本当の気持ちです。

ですから、統廃合、統廃合急げと、教育長、僕は申してるんじゃないんですよ。統廃合も検討しながら、一緒に耐震化工事を実行性のある本当に効果的な税の使い方をしていただいて、両方どちらもいいようになれんかなと。片や耐震化には力を入れていただく、こっちは後追いで来た。要らんとところに金を使ってしまったちいうことになりはしないかと、相当その辺を心配もしますし、その辺を指摘したいと思っております。その点市長、方向性としては、

議長（牧永 護君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 貴重な御意見で一考に値すると思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議員（19番 小金丸益明君） 一考です。（笑声）

議長（牧永 護君） 小金丸益明議員。

議員（19番 小金丸益明君） 先ほどの町田議員じゃございませんが、議員は我がよかごと言います。財政状況も調べておりません。しかし、一考していただくということと早めの対応、非常に難しいと思います、統廃合と絡めるのは。しかし、できるのならば、そういう方向でやっていただければ子供たちのためにもなると思うんですね。統廃合、相当苦心されていくことと思えますけども、案ずるより産むが易しと。やってみたらそうはなかったというような結果も出るかもしれません。ぜひその向きも十分考慮して、教育長、よろしく願いいたします。

「転ばぬ先の杖」、「備えあれば憂いなし」という言葉も昔からございます。どうか最新の注意と配慮をもって、耐震化に臨んでいただきますように心から切望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔小金丸益明議員 一般質問席 降壇〕

議長（牧永 護君） 以上をもって、小金丸益明議員の一般質問を終わります。

ここで須藤教育長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。須藤教育長。

教育長（須藤 正人君） 失礼をいたします。昨日の14番議員、榊原伸議員さんの一般質問に対します報告漏れがございますので、ここで報告をさせていただきたいと思えます。

いわゆるスクールバスの国の縛りの問題でございます。今回のスクールバスは、僻地児童生徒援助費等補助金を活用して購入をさせていただきました。スクールバスの運行目的は、児童生徒の通学、登校、下校に使用するものとなっております。

吉岐市のスクールバス管理運行規則の中に目的外利用という項目がございまして、4中学校長の協議の結果、学校から中体連の会場への往復の使用が要望を出されました。教育委員会も中学校行事で生徒の登下校の運行に支障がないと認めまして、その利用を許可をいたしております。

それと、一般住民の利用につきましては、バス等の交通機関のない地域という縛りがございま

す。ですから、この壱岐は該当はしないこととなります。スクールバスの安全・安心な運行が中学校の統廃合の成功の大きな課題の一つとなろうかと思っております。この一年間、実情を把握いたしまして、それぞれの問題が出てくることと思っております。見直すところは見直すという基本的な線を御理解をいただきたいと思えます。

そして本日、今西議員から佐賀県天草市のスクールバスの利用状況の御指摘をいただきました。このことにつきましても研究をさせていただきます。

以上でございます。失礼をいたします。

日程第2・議案第62号

議長（牧永 護君） 次に、日程第2、議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本議案につきましては、企画振興部長にさせますのでよろしく申し上げます。失礼しました。財政課長が努めますので、よろしくお願いいたします。

議長（牧永 護君） 資料の配付を行います。そのままお待ちください。財政課長。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） それでは、議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

平成23年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ227億7,160万8,000円とします。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」により定めております。本日の提出でございます。

2、3ページをお開き願います。

「第1表歳入歳出予算補正」。歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、「第1表歳入歳出予算補正」に記載の2ページ及び3ページのとおりでございます。 それでは、歳入歳出予算補正の内容について、事項別明細により御説明をいたします。10、11ページをお開き願います。

まず、歳出のほうより御説明をいたします。2款総務費1項総務管理費7目情報管理費15節工事請負費の2,530万円は、情報通信基盤整備に係る機械及び工事費で、これは光ケーブル

加入者件数の累計誤り等による補正をいたしております。今回の補正件数は300件分であり、内容は累計誤りによる補正件数であります。

なお、今回の補正財源といたしましては、8、9ページに記載しておりますとおり前年度繰越金を充てております。

以上で、平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔財政課長（川原 裕喜君） 降壇〕

議長（牧永 護君） ここで暫時休憩します。再開を16時15分とします。

午後4時08分休憩

.....
午後4時15分再開

議長（牧永 護君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（牧永 護君） 質疑がありませんので、これで議案62号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案62号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）については、予算特別委員会へ付託します。

議長（牧永 護君） これで本日の日程は終了いたしました。次の本会議は6月27日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時15分閉会